

時間30分を加えたもの)である。

(2) 精神的緊張を伴う業務

ア 原告は、隆厚は確認主任者として過重な業務を負担していたため、ストレスとなっていたと主張し、特に夜勤の業務状況について詳細に主張する。そこで、原告が主張する各日のうち、一番初めの夜勤である平成19年10月22日及び23日の勤務(以下「本件夜勤」という。)を例にとって検討する。

(ア) 原告は、本件夜勤について、別紙5及び6のとおりの作業状況であるとし、隆厚は20時30分の始業後15分ほどミーティングを行い、20時45分から21時30分までB767D機の⑨(別紙5及び6の番号。以下本件夜勤についての記載部分について同じ。)の定例作業を行い、その後21時35分に到着したB767C機の飛行後点検(①)を60分ほど行い、22時45分に到着したB767B機の飛行後点検(②)を60分ほど行ったが、23時から2時30分まではB767B機のエンジンBSI点検作業(⑪)が続いている、いずれも確認主任者でなければできないA項目を含むものが並行しており、さらに、2時から3時までB767B機の座席の不具合修理(⑧)、3時から4時までB767B機のタイヤ交換作業(③)と作業が連続し、5時からは出発前点検が始まると主張する。そして、このようにA項目が並行して行われている状況や、休憩なく作業が続く状態は、過重な業務であったと主張する。

(イ) 原告による勤務状況の主張は、整備日誌(甲18)、非定例作業実施記録(甲23)、定例作業実施記録(甲24)、定例作業の実施状況を本件会社において整理した記録(甲39、40)、航空時刻表(甲6)、全日空の整備士として経験を有す

る安藤晴雄（以下「安藤」という。）及び菅谷敏男（以下「菅谷」という。）の各作業内容・作業時間に関する供述（甲76）などに基づくものである。

- (ウ) しかし、このうち担当者と作業内容の対応関係の裏付けがあるのは、整備日誌上に記載のある飛行後点検を担当した者、非定例作業実施記録に記載のある非定例作業を担当した者、定例作業実施記録に記載のあるB737機の定例作業を担当した者についてである。B767機の定例作業については甲24、甲39及び甲40からは判明しない。
- (エ) 作業時間のうち、出発前点検については、原告は5時頃から開始すると主張し、菅谷は1時間から1時間30分かかると供述し（甲37）、菊地藤夫（以下「菊地」という。）はB737は50分程度、B767は60分程度だが余裕を持って出発予定時刻の1時間30分程度前に点検の準備をして待機すると供述する（乙8、証人菊地）。これらの供述と、初便はおおむね6時30分であること（甲6）からすると、5時頃からは出発前点検の準備に入っていることが認められる。
- (オ) 作業時間のうち、非定例作業及び定例作業については作業終了時刻が記録されているが、端数処理したと解される数字で記載されており、実際の作業終了時刻を逐一記載したものではなく、複数の作業が終わってからまとめて記載された可能性を指摘できる。さらに、作業開始時刻及び作業時間は記録がなく、定例作業については本件会社の管理部門スタッフが推測して記載しており、菊地はおおむね正確なものと供述しているが（甲39、40、証人菊地），実際の作業時間を逐一記載したものではない。

(カ) 作業時間のうち、飛行後点検については、菊地はB737につき40分、B767につき50分程度と供述するのに対し(証人菊地)，安藤及び菅谷は移動時間等も考慮し、B737、B767ともに60分と供述する(甲76)。また、飛行後点検が行われた時間については記録がなく、原告は航空時刻表(甲6)の着時刻を基に推測するが、本件夜勤の日において原告自らB737H機が定刻の21時20分より早い21時には到着し、飛行後点検も20分前倒しで行っていたと考えられると主張しているとおり、正確な時間は不明である。さらに、夜間の整備作業の振り分けは、遅番と夜勤のインチャージがあらかじめ行っているが、菊地は、到着便の時刻変更などにより遅番と夜勤のインチャージが調整して担当者を変更することもある旨供述しており(乙18)，航空時刻表の到着時刻のみから各整備業務の担当者を推測したとしても、正確とはいえない。

(キ) そして、原告は全日空の整備士としての経験を有する安藤及び菅谷の供述に基づき、個別の作業の内訳(甲76)やそれぞれの作業の実施順序、作業開始前のミーティング時間などを主張するところ、その主張に一応の根拠があるとまではいえるものの、本件会社にそのまま当てはまるものであったか否かは定かではない。

(ク) 原告の主張する業務状況からすると、平成19年10月27日、28日の勤務、同年11月21日、22日の勤務、同年12月1日、2日の勤務、平成20年1月25日、26日の勤務、同月30日、31日の勤務、同年4月25日、26日の勤務などは3時前には隆厚の業務が終わっていたことになる。これに対し、菊地は作業が早いときは3時半、平均すると4時から午

前4時半頃に終わると供述しており（証人菊地），これは休憩時間を反映したものかどうかは不明であるが，原告が主張する業務状況よりも時間がかかっていることからすると，A項目が並行することがないような順序で業務を行っていた可能性を指摘できる。

（ア）以上によれば，原告が主張する本件夜勤の勤務状況は，客観的資料を踏まえており一応の根拠があるとまではいえるものであるが，A項目の業務が並行する状況や業務の過密さなどは，原告の主張どおりであるとは認めるに足りない。

（イ）次に，仮に原告の主張するとおり1人の確認主任者がA項目の業務を並行する状況にあったとした場合に，それによる負荷について検討する。

（ア）原告は，認定作業者制度（航空法19条，20条，航空法施行規則35条）によれば，A項目は確認主任者が行わなければならないなど，資格を有する者が適切に作業を行う必要がある旨主張する。これに対し，被告は，確認主任者は作業の開始から終了まで常時その作業現場にいる必要はなく，作業の確認ポイントを確認したら作業者に任せられる部分は任せていると主張する。

（イ）業務規程（乙19）によれば，確認主任者の職務範囲としては，作業者を直接指揮監督し，又は委託先との連絡調整を行い，作業責任者から指示された作業の品質，完成に対し直接の責任を有すること，設定された検査項目の検査を行うこと，認定を受けた業務に係わる最終確認を行うことが定められている。これらのうち，作業者を直接指揮監督すると定めている対象は，作業区分に関わらない一般的な場合を指していると解され，作

業区分がA項目と定めているものについては、確認主任者が自ら作業を実施する必要があると解される（乙22から24まで、証人菊地）。もっとも、菊地は、確認主任者が作業の開始から終了まで當時その作業現場にいる必要はなく、作業の確認ポイントを確認したら作業者に任せられる部分は任せているとも供述しており（乙18），確認主任者が作業の継続中、作業者に付きっきりで立ち会っていない限り直接指揮監督したことにはならないかという点は業務規程等において一義的に明らかになっているわけではない。

- (ウ) 本件会社において、N1・N2シフトには通常2名の確認主任者が配置されているが、増員が必要な場合は3名以上の確認主任者を配置するなどの対策も行われている。平成20年3月25日、26日の勤務を見ても、確認主任者が3名配置されている（甲19の73）。このことは、定例作業の状況に合わせて必要な確認主任者が柔軟に配置されていたことを裏付けている。
- (エ) 菊地は、確認主任者の人員数について本件会社整備管理規定に定める定員を満たしており、かつ、航空局整備審査官の要望により航空局に対し、航空従事者配置数として確認主任者数及び一般整備士数を全国の整備基地を含めて報告している旨述べている（乙18）。
- (オ) したがって、1人の確認主任者が並行してA項目を実施する状況があったとしても、それが直ちに違法な整備態勢・状況ということにはならず、それにより確認主任者に強い負荷があったとまでは認められない。
- (カ) また、隆厚は平成12年12月に本件会社に入社し、本件発

症まで7年以上が経過している。隆厚はそれ以前に全日空において整備士をしていたところ、仮に、技術的又は法令適合性の観点からみて、本件会社の整備業務の態勢等が全日空のそれと全く異なっており、問題があったというのであれば、それについて異議を唱えるなど何らかの意見等を述べてしかるべきものと考えられるが、隆厚がこうした行動に及んだ事実を認めるに足りる証拠はない。

- (キ) さらに、原告の主張する業務状況によると、上記のとおり平成19年10月27日及び28日の勤務などは、飛行後点検、定例作業及び非定例作業を終えてから出発前点検までは2時間以上の空き時間があり、休憩時間1時間を考慮しても1時間以上の余裕があったことになる。他方で、平成20年3月25日及び26日の勤務や同年5月21日及び22日の勤務は、原告の主張によると1時間も空き時間のない業務状況となっているが、実際、この2件については、休憩が十分に取れなかつたとして、深夜残業60分が記録されている（甲2の9及び甲2の11）。したがって、休憩が取れないほどに業務が続いているれば残業を付ける扱いとされており、残業を付けられていない勤務にあっては、所定の休憩が取れていたと推認できる上、日によっては、これに加えて作業を行わない、待機している時間もあったものと認められる。
- (ク) したがって、認定作業者制度に違反した業務をしなければならない業務状況であったとはいえず、隆厚がそのことについて精神的・身体的に強い負荷を受けながら業務を行っていたとは認められない。
- ウ 原告は、日勤における飛行間点検も含め、タイムプレッシャー

による精神的負荷があったと主張する。確かに、定期航空便において定時運航を確保することが強く要請されており、16分以上の遅延が生じた場合、運航阻害報告書を作成する必要があるものと認められるが（乙8、証人菊地）、飛行間点検に要する時間は15分から20分程度であり（乙8）、着時刻から発時刻までの40分ほどの間（甲6）に実施が困難な作業とは認められないこと、各種点検はチェックシートに基づいて行われており、判断の助けとなるものがあること（乙8）、隆厚は昭和48年に全日空に入社して以来整備士を続けており、飛行間隔の時間内に点検業務を行うことは長期間従事してきた日常的な業務であったといえ、時間内に整備が困難であればMELやCDLを適用して不具合の修復を持ち越すこともでき、その場合の判断は確認主任者のみではなく機長及び運航管理者との3人の協議により行われること（甲62から73まで、乙8）などの事情からすれば、強い精神的負荷のある業務とまでは認め難く、隆厚がタイムプレッシャーについて負荷を感じていたことを認めるに足りる証拠もない。

エ 以上により、隆厚は精神的緊張を伴う業務により強い負荷を受けていたとはいえない。

(3) その他の業務による負荷について

ア 総論

(ア) 原告は、隆厚の業務による負荷について種々の要素を取り上げて主張をしていることから、まず全体に関係する点について検討を加えた上、個別の点について順次検討を加えることにする。

(イ) 原告が主張する各種業務による負荷に関し、生前隆厚が負荷があると述べていたことについて証拠としては、泊まり勤務が

体にとてもきついという点、夜勤・深夜勤グループから日勤グループへの変更を求めたという点、出張時にホテルでは眠りにくいといっていたという点について原告の供述（乙5・186頁）があるほか、夜勤がきつく日勤グループへの変更を求めたという点については、その裏付けもある（乙5・197頁等）。その他の負荷に係る原告の主張は、本件会社に勤めていない整備士らが事後的に書類を確認するなどして負荷がある旨述べているものがほとんどである（甲25から37まで、証人菅谷、証人安藤）。

(ウ) これに対し、本件会社の従業員であり、隆厚と同様確認主任者である菊地、前田豊、門田正男らは、特に業務に負荷があったとは述べていない（乙5・188頁から203頁まで、証人菊地）。

(エ) 本件発症が生じたのは平成20年6月28日12時30分の出勤前の時間帯であり、直近の勤務は同月26日の20時30分までであり、同月23日から同月26日まで4日間12時から20時30分までの同一のシフトが続き、同月27日の休日があった。直近の出張は同月15日までであり、また、直近の深夜勤は同月5日である。したがって、出張、深夜勤、変則的シフト、気温などの環境的な負荷が少なく、業務による負荷もない通勤中の時間の発症であるから、少なくとも本件発症の1週間前までの直近、近接した時期の業務による負荷が関係していないことを推認させる。

(オ) 隆厚は本件会社に入社してから7年以上が経過しており、その間同種業務をしていたが発症しなかったこと、原告は本件会社の代表者が替わってから夜勤後の休日が単休になったり出張

が加わったりして負担が重くなったと供述するものの、それは平成16年から17年頃の出来事であること（甲120、原告本人）、本件発症の頃に従前に比べ業務の形態に変化が生じ、その負担が過重になったと認めるに足りる証拠はないことは、業務の影響によるものではないことを推認させる事情である。

イ 交替制勤務、深夜勤務

(ア) 隆厚が22時以降に勤務していたことは、別紙4のとおり認められる。もっとも、この中には時間外労働のために深夜勤務となったものも一部含まれているが、その大半はもともと予定されたシフト勤務により深夜時間帯が勤務時間となっているものである。交替制勤務が日常業務としてスケジュールどおり実施されていることからすると、その中に深夜時間帯の勤務時間が含まれているとしても、日常生活の範囲内の負荷といえる。

(イ) 隆厚は交替制勤務をしており、月末頃までに翌月1か月分の勤務表が作成されている（甲1）。勤務表は何回か改訂されることがあるが、平成19年7月から平成20年6月までの勤務表を見ても隆厚に関する変更が表れているのは同年4月25日の改訂において5月24日、25日のN1・N2シフトの時期を同月25日、26日に変更したと解される点に限られており（甲1の11），勤務シフトが直前に、あるいは、頻繁に変更される状況にあったとは認められない。

(ウ) 深夜勤務及び出張勤務の状況について見ると、証拠（甲1、2、41）によれば別紙7のとおりと認められ、隆厚と同じ確認主任者である行久博文、百木与簡、門田正男、竹越淑記と比較しても、隆厚の深夜勤の回数は平均である月7.3回を下回る5.16であり、N2シフトの回数は平均である3.56を

下回る 2.66 である。一方、出張の回数は、平均である 0.7 を上回る 1.33 であり、比較対象の中では一番回数が多く、平成 20 年 4 月、5 月にはそれぞれ月 2 回の出張をしており、月 2 回の出張をしているのはこの中では隆厚のみである。もっとも、出張の場合、出張先では N 2 シフトのような深夜から早朝にかけての勤務はなく、おおむね日中の同一時間帯の勤務となっている。また、通常の深夜勤務や夜間勤務より出張勤務の方が良いくらいと述べる確認主任者もいるところであり（乙 5・202 頁）、出張勤務であるからといって直ちに負荷が大きいとは認められない。そして、原告の同僚において、このようなシフト勤務について負荷が大きいと訴えている者は認められないことからすると、それらの者と比べて負荷に特段の差異がないものと認められる隆厚についても、負荷が大きなものであったとはにわかに認められない。

(二) 深夜勤務や出張勤務時の勤務間の間隔（出張の場合は飛行機の到着時刻と次の勤務開始時刻の間隔）を見ると、平成 20 年 1 月から 6 月までの期間について、別紙 4 の「夜勤及び前後の時間」欄又は「出張及び前後の時間」欄に「○」を付けた日（夜勤又は出張のあった日）の上又は下に記載した時間のとおりとなる。この期間にあった 24 回の夜勤及び出張のうち、前後の勤務と 24 時間以上の空きがあるものは 28 件あり、24 時間未満のものは 20 件である。24 時間未満のものであっても、15 時間未満の回数は 5 日にとどまっている。このうち、平成 20 年 1 月 16 日は 6 時間 20 分と極めて短いが、これは出張で公休日に搭乗した飛行機の到着時刻から次回勤務開始時刻までの時間であり、前回の勤務終了時刻から上記飛行機の出発時

刻までの間は10時間53分あるから、この間に休息は取れたものと考えられる。これら以外の4件は、短くとも13時間30分を下らない。法定労働時間である8時間の労働と1時間の休憩を取る勤務形態を続けた場合、勤務終了から次の勤務開始までの時間は15時間であることと対比すると、隆厚に深夜勤務や出張があった場合について強い負荷があるとまではいえない。

(オ) 次に、深夜勤務及び出張以外の勤務における勤務間の時間間隔を見ると、次回勤務までの時間が15時間未満なのは、別紙4の「前倒し勤務」欄のとおり、平成20年1月から6月の間に3日間のみであり、その時間も30分から1時間程度前倒しになっているにすぎない。佐々木意見書が指摘するとおり、勤務時間の間隔が長くなることによる生活リズムの乱れがないとはいきれないが、強い負荷の要因としては認められないというべきである。これに対し、勤務時間の間隔が短いと睡眠時間が短くなりやすいといえるから、負荷の要因といえるものの、上記のとおりわずかな回数にとどまるので、強い負荷があったとはいえない。

(カ) 以上により、交替制勤務、深夜勤務により強い負荷があったとはいえない。

ウ 規則性のない勤務シフト

(ア) 別紙4のとおり、隆厚の勤務シフトは一定の規則に従って反復されているとまでは認められないものの、個人の予定を聴きながら前月末までに1か月分の勤務表が作成されている上（甲1、乙5・201頁及び202頁）、休日を挟まない連続した勤務日においては、勤務開始時刻は同一のものを続けるか、遅

い時刻に繰り下げるのを原則としており、勤務開始時刻が前倒しとなっているのは平成20年1月から6月の期間に「前倒し勤務」欄に前日の勤務終了時刻との間隔（時間）を記載した3件のみであり、その時間も1時間程度前倒しになっているにすぎない。

- (イ) また、N1・N2シフトの際は、おおむねその前日にJ00L勤務があり、後には休日があるという規則性のある勤務シフトとなっている。
- (ウ) このように、隆厚の勤務シフトは一概に不規則とまではいえず、かえって、負担が重くなりすぎないよう一定の配慮がされていたものといえるから、シフト自体により強い負荷があるとはいえない。

エ 拘束時間の長い業務

- (ア) 拘束時間が9時間を超える労働日数は、別紙4の「9時間超え」欄にその超過時間を記載してあるとおりであり、本件発症の1か月前から4か月前までは1か月0回から2回にとどまり、5か月前は7回、6か月前は9回であったものと認められる。もっとも、この中には拘束時間9時間30分以内のものも含まれており、長いもので拘束時間12時間46分である。本件発症の5か月前、6か月前は拘束時間が12時間以上の日も一定数ある（5か月前2回、6か月前4回）、1か月前は11時間30分が1回、2か月前は9時間30分が2回あるのみであり、3か月前は9時間を超える日 자체がない。

- (イ) N1・N2の連続勤務については、N1が拘束時間3時間30分で休憩がなく、それに連続してN2が拘束時間8時間で休憩1時間という勤務であるため、拘束時間11時間30分（9

時間を超える)の1勤務と評価することができる。ただし、この点を考慮しても、別紙4の「夜勤回数」欄のとおり、隆厚のN1・N2連続勤務は、平成20年1月から6月の間に1か月当たり1回から4回となっている。

- (ウ) したがって、拘束時間が1回9時間を超えると評価できる勤務は別紙4・8枚目の「夜勤回数+9時間超え」欄のとおり、月2回から12回までであるが、このうち回数の多いものは5か月前の11回と6か月前の12回であり、本件発症との関連性は高いとはいえない。
- (エ) そして、拘束時間が長い勤務があったとしても、勤務間の間隔が15時間を切ることがわずかであることは前記4(3)イ(エ), (オ)のとおりであり、この点を加味して考えると、強い負荷があったとは一層いい難い。

才 出張の多い業務

- (ア) 出張については、別紙7のとおり、隆厚は月1・2回新千歳空港への出張があったものと認められる。
- (イ) しかし、出張については通常の勤務よりも良かったと述べる同僚もいること(乙5・202頁)，隆厚の出張回数は別紙7のとおり同僚との間で大きな違いは認められないこと，移動時間は飛行機で2時間弱であり(甲6)，宿泊場所は空港から電車で15分ほどの駅に隣接したホテルが用意されていたこと(乙8)，原告が主張する出張先での業務の困難さについては本件会社の従業員ではない者が推測して述べているにすぎず、隆厚が困難を感じていたことを認めるに足りる証拠はないことなどからすると、負荷があったとはいえない。

- (ウ) 出張先における寒さの問題については、常に屋外で寒さにさ

らされるわけではない上、あらかじめ対策が可能なものであり、防寒具の支給もあったというのであるから（乙8），特段の負荷があったとはいえない。

(エ) よって、出張により強い負荷があったとはいえない。

カ　温度環境

(ア) 温度については屋外において夏は高温、冬は寒冷な環境下で作業を要すること、夏はアスファルトの表面温度が高くなることが認められるが（甲7から10まで）、アスファルトの敷かれた屋外において業務をするのは整備士の業務に特有のことではない。

(イ) 整備士は、勤務時間中常に屋外で作業しているわけではない。日中の作業は、飛行間点検が中心であり、それがない時間は事務所に待機することができる。また、長時間の作業を要することもある夜間の作業は、夏の暑さは問題となりにくく、冬の寒冷については防寒対策により軽減することができる。新千歳空港への出張時に担当していたのは飛行間点検であり、長時間の作業を要するものではない。

(ウ) 以上から、温度環境について特段強い負荷があったとはいえない。

キ　騒音

(ア) 整備作業中航空機のエンジンによる騒音があることは認められるが、イヤーマフが支給されており、これをつけることにより騒音は軽減することができていたと認められる（乙5・193頁、乙8）。また、航空機のエンジンによる騒音にさらされるのは飛行間点検であり、飛行後点検においては基本的にエンジンは停止しているので騒音にさらされることはない（乙8）。

飛行間点検においても、点検にかかる時間は15分から20分程度で、機外での作業時間はそれほど長くなく、エンジンはアイドリングの状態のため騒音は大きくなく、点検・整備を実施する駐機スポットと航空機が離発着する滑走路とは1キロメートル程度距離があり他の航空機からの騒音も軽減されていると認められる（乙8）。本件会社の従業員が、騒音について負荷があると感じていると認めるに足りる証拠もない。

(イ) したがって、騒音により強い負荷があったとはいえない。

ク 配置転換

(ア) 隆厚は、日勤グループへの配置換えを希望し、平成20年4月に配置換えとなつたが、夜勤は減ったものの続いていたことが認められる（甲1、乙5・186頁、197頁）。この点に關し、菊地は、日勤グループは60歳以上の従業員により構成されていること、隆厚は60歳に達していないが夜勤の負担を訴えており、その希望を入れて日勤グループの所属になったこと、その際、夜勤のシフトが手薄になったときは夜勤を引き受けることを了承して日勤グループに異動したことを述べており（乙5・197頁）、一定の範囲で夜勤を受け入れることを前提として日勤グループに異動したものと認められる。

(イ) したがって、配置転換に関して強い負荷があったとはいえない。

ケ 整備業務におけるタイムプレッシャー

上記(2)ウのとおり、隆厚に強い負荷があったものとは認められない。

コ 経験の乏しい同僚との共同作業

(ア) 隆厚と同じグループの同僚には、整備業務の経験が1、2年

の者もいたことは認められるが（甲19，弁論の全趣旨（被告準備書面(6)）），経験の浅い者と一緒に，指導・監督しながら業務をするのは一定以上の規模の企業・組織であれば一般に行われていることであり，隆厚が特に負担を感じていたと認めるに足りる証拠はない。また，原告は，他社では訓練を積んだ者が現場に配属されると主張するが，受けた訓練の期間や内容のみならず，個々の能力・資質ごとに，共同して整備作業を行う者の負担の大小は異なってくると考えられ，指導・監督に当たる立場の他社の整備士と比べて一概にその負担が大きなものであったとは認められず，本件会社においてこの点を負荷を感じている者がいると認めるに足りる証拠もない。

(イ) したがって，経験の乏しい同僚との共同作業により強い負荷があったとは認められない。

サ 夜勤の厳しさ

上記(3)ア及びイのとおり，隆厚に強い負荷があったものとは認められない。

シ 故障探求

上記(2)のとおり，この点について隆厚に強い負荷があったものとは認められない。

ス 高所作業

高所作業については本件会社においてマニュアルが定められていたものと認められ（乙12の1及び2），高所作業による事故が起きたことも認められないから（乙13），隆厚に強い負荷があったものとは認められない。

セ 過密な作業

上記(1)，(2)のとおり，隆厚が過密な作業に追わされていたという

状況は認められず、この点について隆厚に強い負荷があったともいえない。

ソ 重量物を扱う作業

重量物を扱う作業については本件会社においてマニュアルが定められていたものと認められ（乙12の3），重量物を取り扱う作業に必要な機材がそろっており（乙14），タイヤを移動させる際タイヤが横転し右足下部にタイヤが乗った状態となり右下肢打撲を受傷する事故が起きたことは認められるが、重大な事故とまでは認められず、このほかに重量物を扱う作業による事故が起きたとは認められないから（乙13，15），隆厚に強い負荷があったとは認められない。

タ 航空機の安全に直接関わる精神的負担の大きな作業

隆厚が担当していた作業の内容から来る負担の大小については、上記(1)，(2)でみたとおりであり、掲記の点を理由にして隆厚に殊更負荷があったとは認めるに足りない。

チ 夜間、照明を確保するための負担

業務による精神的負担は上記(2)のとおりである。必要な照明設備は備わっていたことが認められる（乙5・192頁，乙8，18）。時間がかかることについては、別紙4の労働時間に反映されているというべきである。照明設備に関係した事故が起きたとも認められない（乙13，15）。したがって、この点により強い負荷があったとはいえない。

ツ 危険な作業

整備作業という性質上一定の危険な作業があることは認められるが、重大な事故が生じた事実は認められず（乙13，15），強い負荷があったとはいえない。

テ 狹い場所、無理な体勢での作業

隆厚が狭い場所や無理な体勢での作業による負荷があると感じていたことを認めるに足りる証拠はなく、このような業務により事故が生じたとも認められないから（乙13、15），強い負荷があったとはいえない。

ト 降雪による負担

作業が遅延することにより労働時間に反映されるものを超えて、降雪により隆厚が負荷を受けていたと認めるに足りる証拠はない。また、本件発症の時期は降雪による影響は全くない時期であり、本件発症との関係は不明といわざるを得ない。したがって、降雪により強い負荷があったとはいえない。

ナ 雨による負担

作業が遅延することにより労働時間に反映されるものを超えて、雨により隆厚が負荷を受けていたと認めるに足りる証拠はない。また、本件発症時に雨による影響があったとはうかがわれず、本件発症との関係は不明といわざるを得ない。したがって、雨により強い負荷があったとはいえない。

ニ 雷による負担

本件会社では強風、雷雨対策のマニュアルが定められていたものと認められ（乙16），マニュアルに沿って適切な対応がされており（甲19の73、22の18），雷による事故が起きたことも認められないから（乙13、15），作業が遅延することにより労働時間として反映されるものに加えて、別段の負荷までは認められない。

ヌ 低気圧による負担

作業が遅延することにより労働時間として反映されるものを超

えて、低気圧により隆厚が負荷を受けていたとは認められない。
したがって、低気圧により強い負荷があったとはいえない。

ネ 強風による負担

本件会社では強風、雷雨対策のマニュアルが定められていたものと認められ（乙16）、強風による事故が起きたことも認められないから（乙13、15）、作業が遅延することにより労働時間として反映されるものを超えて、隆厚が負荷を受けていたとは認められない。

ノ 霧による負担

作業が遅延することにより労働時間として反映されるものを超えて、霧により隆厚が強い負荷を受けていたとは認められない。

ハ 他社との比較

(ア) 他社と比較して作業内容に差異があり負担が重いからといって、直ちに労働災害発生の危険性につながるような強い負荷があったとはいはず、本件会社において負荷を感じる者がいるとも認められない。また、隆厚については、本件会社に入社してから7年以上が経過し、本件会社の代表者が替わって労働環境が変わったという平成16、17年からも3年ほど経過しているが、本件発症までに隆厚の体調に具体的な影響を与えたことを認めるに足りる証拠はない。

(イ) したがって、他社との比較から強い負荷があるとはいえない。

ヒ 同僚との比較

上記ア(ウ)及びイ(ウ)のとおり、同僚のうち4名（行久博文、百木与簡、門田正男、竹越淑記）の確認主任者と比較しても、隆厚の業務が重いとはいえない。これら4名は、隆厚同様B767及びB737の両方の確認主任者の資格を有する者である（甲1）。

したがって、隆厚について、同僚と比較して負荷が大きいとはいえない。

フ 有資格作業等について

確認主任者であることを理由にして隆厚に過重な負荷があったと認められないことは、上記(2)イのとおりである。

(4) 以上によれば、原告が主張する業務による各負荷については、拘束時間の長い業務、騒音など一定の負荷があることは認められるものはあるが、強い負荷があるとまで認められるものはなく、時間外労働が多くないこと、交替制勤務・深夜勤務において勤務時間同士の間隔は相応に確保されており、負荷が大きいとはいえないことなどを考慮すると、過重業務による業務起因性は認められないというべきである。

4 争点(3)（睡眠障害が本件発症に与える影響）について

(1) 原告は睡眠の量だけでなく質も考慮すべきであると主張し、佐々木意見書及び佐々木追加意見書も同趣旨を述べる。

(2) しかし、認定基準においても労働時間以外に勤務の不規則性、深夜勤務の頻度、勤務と勤務の間隔などについて考慮を要するものとされているところ、これらを個別に検討してみても、本件では強い負荷があるといえないことは上記3で判断したとおりである。別紙4のとおり、時間外労働が少なく、勤務と勤務の間隔も十分空いているのであるから、その業務外の時間を活用して睡眠をとることにより、疲労を回復することは可能であると考えられ、睡眠の質が低いために負荷が大きかったという原告の主張は採用できない。

(3) また、隆厚は青森空港に勤務するようになった時から単身赴任を続けていたのであり、隆厚の睡眠の状況を日々認識していた者はいないこと（甲119、120、乙5・78頁から94頁まで、18

5 頁から 187 頁まで、証人猪又嵩正、原告本人）、隆厚は、平成 17 年 5 月 27 日に行われた健康診断において睡眠時間を 23 時に就寝し、平均 7 時間睡眠していると申告し、特に自覚症状も訴えておらず（乙 5・226 頁）、平成 18 年 5 月 18 日に行われた健康診断においても睡眠時間を 23 時に就寝し、平均 8 時間睡眠していると申告し、特に自覚症状も訴えていないこと（乙 5・229 頁）などからすれば、隆厚の睡眠の質が低かったため疲労が回復しなかったとはにわかに認めることができない。

(4) よって、隆厚について、業務により睡眠の質が低くなり、負荷が大きかったと認めることはできない。

5 爭点(4)（業務起因性）について

(1) 以上のとおり、業務そのものの負荷及び業務による睡眠の質の低下の観点から、負荷が大きかったとは認められない。

(2) 他方、隆厚の本件発症に関係する業務外の要因として、定期健康診断等の記録によれば、次の事実が認められる。

ア 平成 16 年 5 月 10 日実施（乙 5・230 頁）

血圧 132／92

γ-GTP 66

イ 平成 16 年 11 月 18 日実施（乙 5・224 頁）

血圧 140／84

γ-GTP 76

ウ 平成 17 年 5 月 27 日実施（乙 5・226 頁、230 頁）

血圧 144／92

γ-GTP 61

飲酒 1 合／日、6 回／週

喫煙 10 本／日、年数 4 年

日常の運動ほとんどしない

就寝時間 2 3 時， 睡眠時間平均 7 時間

日常生活上の注意 酒減らすように， タバコ喫わないように
経過観察を必要とするものはなし

工 平成 18 年 1 月 23 日実施 (乙 5・224 頁)

血圧 150 / 92

γ-GTP 89

肝機能異常は， 経過観察とする。

高血圧は減塩， 減脂肪食を心掛け経過観察とする。

検査指示 動脈硬化検査 6か月後

才 平成 18 年 5 月 18 日実施 (乙 5・229 頁， 230 頁)

血圧 126 / 86

γ-GTP 69

飲酒 1 合 / 日， 6 回 / 週

喫煙 10 本 / 日， 年数 15 年

日常の運動ほとんどしない

就寝時間 2 3 時， 睡眠時間平均 8 時間

日常生活上の注意 酒減らすように， タバコ喫わないように
経過観察を必要とするものはなし

力 平成 19 年 1 月 17 日実施 (乙 5・225 頁)

血圧 144 / 92

γ-GTP 121

肝機能異常は， 経過観察とする。

高血圧は減塩， 減脂肪食を心掛け経過観察とする。

検査指示 動脈硬化検査 3か月後

牛 平成 19 年 7 月 21 日実施 (乙 5・220 頁から 222 頁まで)

血圧 147／107

γ-GTP 83

眼底写真 細動脈狭窄

胸部X線 大動脈（弓）突出

ク 平成19年12月13日実施（乙5・228頁）

血圧 144／96

中性脂肪 153

γ-GTP 104

高血圧は減塩、減脂肪食を心掛け経過観察とする。

肝機能異常は、経過観察とする。

検査指示 動脈硬化検査 3か月後

検査指示 肝機能検査 3か月後

(3) 上記(2)を踏まえて隆厚の業務外のリスクファクターについて検討する。

ア 隆厚は昭和29年11月29日生まれであり、平成20年6月28日の本件発症時53歳の男性である（乙5・160頁）。脳血管性疾患は男性の方が発症率が高く、年齢が増すごとに発症率は高まる（乙1・113頁）。

イ 収縮期血圧130から139まで又は拡張期血圧85から89までが正常高値血圧、収縮期血圧140から159まで又は拡張期血圧90から99までが軽症高血圧、収縮期血圧160から179まで又は拡張期血圧100から109までが中等症高血圧であるところ（乙1・114頁），隆厚は、収縮期血圧140以上又は拡張期血圧90以上の軽症高血圧の状態がおむね平成16年5月10日の健康診断から続いており、平成19年1月17日の健康診断からは高血圧について減塩、減脂肪食を心掛け経過観

察とされ、平成19年7月21日の健康診断では拡張期血圧100以上の中等症高血圧となるなどしていたが、高血圧の治療は行われていなかった。また、平成18年1月23日の健康診断では動脈硬化検査指示6か月後、平成19年1月17日の健康診断では動脈硬化検査指示3か月後とされていた。高血圧は脳出血に特に強い関係のあるリスクファクターであり、軽症高血圧であっても、危険因子なしで低リスク、糖尿病以外の危険因子があると中等リスク、中等症高血圧になると、危険因子なしでも中等リスク、糖尿病以外の危険因子があると中等リスクという医学的知見がある（乙1・114頁）。

ウ 隆厚は、平成17年5月27日の健康診断において喫煙を1日10本、年数4年と申告し、平成18年5月18日の健康診断において喫煙を1日10本、年数15年と申告し、いずれもタバコを吸わないようにと注意されている。喫煙は脳出血のリスクファクターというべきである（乙1・112頁及び116頁、正和意見書・2頁、4頁、加部意見書3頁）。

エ 隆厚は、飲酒について、平成17年5月27日及び平成18年5月18日の健康診断において、それぞれ1日1合、週6日と申告し、酒を減らすようにと注意されている。また、隆厚はγ-GTPが平成16年5月10日の健康診断以降常に基準値である50を超える、平成19年12月13日の健康診断ではγ-GTPが104、中性脂肪も基準値である149を超えた153となっており、これはアルコール飲酒の影響によるものと考えられる（乙5・228頁、正和意見書・6頁、加部意見書・3頁）。飲酒は脳出血のリスクファクターと指摘されている（乙1・112頁及び115頁、正和意見書・5頁、加部意見書・3頁）。

オ 隆厚は、平成19年7月21日の健康診断では、胸部X線検査で大動脈弓突出、眼底検査で細動脈狭窄の所見が認められているが、これらは多年月をかけ形成されるものであり、高血圧と喫煙が危険因子として作用している（正和意見書5頁、加部意見書3頁）。

カ なお、隆厚の脳動脈瘤の直径が5mm未満であることについて、形勢後年月が経過して破裂するタイプの脳動脈瘤は10mm以上のものが多く、破裂リスクが少ないと指摘がある（山田意見書5、6頁）一方で、4.8×3.4mmであるから5mmに近いサイズであり、隆厚の発症部位（前交通動脈瘤）は比較的高い破裂率を有するとの指摘もあり（正和意見書6頁、加部意見書4頁）、少なくとも破裂リスクが小さなものであるとまでは認めるに足りず、本件発症が業務外の要因によるものであることを否定する事情に当たるともいえない。

- (4) 隆厚の業務の負担及び上記等のリスクファクターを踏まえ、大谷意見書、正和意見書及び加部意見書において、それぞれの医師は本件発症が業務上のものではなく自然経過による増悪であると判断している。これに対し、佐々木意見書、佐々木追加意見書及び山田意見書は本件発症は業務によるものであると判断するが、隆厚の業務状況に係る交替制勤務、深夜勤務、勤務シフト、拘束時間、出張、屋外作業に伴う環境条件による負担について、疲労の蓄積をもたらすような過重なものであったとは認められないことは前記3(3)イから力までに判断したとおりであり、佐々木意見書、佐々木追加意見書及び山田意見書はこれらを過大に評価しているものというべきであるから採用できない。

- (5) よって、隆厚については、業務による負荷が大きなものであった

とは認められない上、業務外のリスクファクターが認められるから、業務起因性は認められないというべきである。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第36部

裁判長裁判官 吉田 徹

裁判官 遠藤 東路

裁判官 佐久間 隆

(写)

基発第1063号
平成13年12月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の
認定基準について

標記については、平成7年2月1日付け基発第38号（以下「38号通達」という。）及び平成8年1月22日付け基発第30号（以下「30号通達」という。）により示してきたところであるが、今般、「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会」の検討結果を踏まえ、別添の認定基準を新たに定めたので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、本通達の施行に伴い、38号通達及び30号通達は廃止する。

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準

第1 基本的な考え方

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。以下「脳・心臓疾患」という。）は、その発症の基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態（以下「血管病変等」という。）が長い年月の生活の営みの中で形成され、それが徐々に進行し、増悪するといった自然経過をたどり発症に至るものとされている。

しかしながら、業務による明らかな過重負荷が加わることによって、血管病変等がその自然経過を超えて著しく増悪し、脳・心臓疾患が発症する場合があり、そのような経過をたどり発症した脳・心臓疾患は、その発症に当たって、業務が相対的に有力な原因であると判断し、業務に起因することの明らかな疾病として取り扱うものである。

このような脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼす業務による明らかな過重負荷として、発症に近接した時期における負荷のほか、長期間にわたる疲労の蓄積も考慮することとした。

また、業務の過重性の評価に当たっては、労働時間、勤務形態、作業環境、精神的緊張の状態等を具体的かつ客観的に把握、検討し、総合的に判断する必要がある。

第2 対象疾病

本認定基準は、次に掲げる脳・心臓疾患を対象疾病として取り扱う。

1 脳血管疾患

- (1) 脳内出血（脳出血）
- (2) くも膜下出血
- (3) 脳梗塞
- (4) 高血圧性脳症

2 虚血性心疾患等

- (1) 心筋梗塞
- (2) 狹心症
- (3) 心停止（心臓性突然死を含む。）
- (4) 解離性大動脈瘤

第3 認定要件

次の(1)、(2)又は(3)の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する疾病として取り扱う。

- (1) 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事(以下「異常な出来事」という。)に遭遇したこと。
- (2) 発症に近接した時期において、特に過重な業務(以下「短期間の過重業務」という。)に就労したこと。
- (3) 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務(以下「長期間の過重業務」という。)に就労したこと。

第4 認定要件の運用

1 脳・心臓疾患の疾患名及び発症時期の特定について

(1) 疾患名の特定について

脳・心臓疾患の発症と業務との関連性を判断する上で、発症した疾患名は重要であるので、臨床所見、解剖所見、発症前後の身体の状況等から疾患名を特定し、対象疾病に該当することを確認すること。

なお、前記第2の対象疾患に掲げられていない脳卒中等については、後記第5によること。

(2) 発症時期の特定について

脳・心臓疾患の発症時期については、業務と発症との関連性を検討する際の起点となるものである。

通常、脳・心臓疾患は、発症(血管病変等の破綻(出血)又は閉塞した状態をいう。)の直後に症状が出現(自覚症状又は他覚所見が明らかに認められることをいう。)するとされているので、臨床所見、症状の経過等から症状が出現した日を特定し、その日をもって発症日とすること。

なお、前駆症状(脳・心臓疾患発症の警告の症状をいう。)が認められる場合であって、当該前駆症状と発症した脳・心臓疾患との関連性が医学的に明らかとされたときは、当該前駆症状が確認された日をもって発症日とすること。

2 過重負荷について

過重負荷とは、医学経験則に照らして、脳・心臓疾患の発症の基礎となる

血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる負荷をいい、業務による明らかな過重負荷と認められるものとして、「異常な出来事」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」に区分し、認定要件としたものである。

ここでいう自然経過とは、加齢、一般生活等において生体が受ける通常の要因による血管病変等の形成、進行及び増悪の経過をいう。

(1) 異常な出来事について

ア 異常な出来事

異常な出来事とは、具体的には次に掲げる出来事である。

- (7) 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態
- (イ) 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態
- (ウ) 急激で著しい作業環境の変化

イ 評価期間

異常な出来事と発症との関連性については、通常、負荷を受けてから24時間以内に症状が出現するとされているので、発症直前から前までの間を評価期間とする。

ウ 過重負荷の有無の判断

異常な出来事と認められるか否かについては、①通常の業務遂行過程においては遭遇することがまれな事故又は災害等で、その程度が甚大であったか、②気温の上昇又は低下等の作業環境の変化が急激で著しいものであったか等について検討し、これらの出来事による身体的、精神的負荷が著しいと認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

(2) 短期間の過重業務について

ア 特に過重な業務

特に過重な業務とは、日常業務に比較して特に過重な身体的、精神的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務をいうものであり、日常業務に就労する上で受ける負荷の影響は、血管病変等の自然経過の範囲にとどまるものである。

ここでいう日常業務とは、通常の所定労働時間内の所定業務内容をいう。

イ 評価期間

発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間をいう。

ウ 過重負荷の有無の判断

(ア) 特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚労働者又は同種労働者（以下「同僚等」という。）にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

ここでいう同僚等とは、当該労働者と同程度の年齢、経験等を有する健康な状態にある者のほか、基礎疾患有していたとしても日常業務を支障なく遂行できる者をいう。

(イ) 短期間の過重業務と発症との関連性を時間的にみた場合、医学的には、発症に近いほど影響が強く、発症から遡るほど関連性は希薄となるとされているので、次に示す業務と発症との時間的関連を考慮して、特に過重な業務と認められるか否かを判断すること。

① 発症に最も密接な関連性を有する業務は、発症直前から前日までの間の業務であるので、まず、この間の業務が特に過重であるか否かを判断すること。

② 発症直前から前日までの間の業務が特に過重であると認められない場合であっても、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合には、業務と発症との関連性があると考えられるので、この間の業務が特に過重であるか否かを判断すること。

なお、発症前おおむね1週間以内に過重な業務が継続している場合の継続とは、この期間中に過重な業務に就労した日が連続しているという趣旨であり、必ずしもこの期間を通じて過重な業務に就労した日が間断なく続いている場合のみをいうものではない。したがって、発症前おおむね1週間以内に就労しなかった日があったとしても、このことをもって、直ちに業務起因性を否定するものではない。

(ウ) 業務の過重性の具体的な評価に当たっては、以下に掲げる負荷要因について十分検討すること。

a 労働時間

労働時間の長さは、業務量の大きさを示す指標であり、また、過

重性の評価の最も重要な要因であるので、評価期間における労働時間については、十分に考慮すること。

例えは、発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められるか、発症前おおむね1週間以内に継続した長時間労働が認められるか、休日が確保されていたか等の観点から検討し、評価すること。

b 不規則な勤務

不規則な勤務については、予定された業務スケジュールの変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合、業務内容の変更の程度等の観点から検討し、評価すること。

c 拘束時間の長い勤務

拘束時間の長い勤務については、拘束時間数、実労働時間数、労働密度（実作業時間と手待時間との割合等）、業務内容、休憩・仮眠時間数、休憩・仮眠施設の状況（広さ、空調、騒音等）等の観点から検討し、評価すること。

d 出張の多い業務

出張については、出張中の業務内容、出張（特に時差のある海外出張）の頻度、交通手段、移動時間及び移動時間中の状況、宿泊の有無、宿泊施設の状況、出張中における睡眠を含む休憩・休息の状況、出張による疲労の回復状況等の観点から検討し、評価すること。

e 交替制勤務・深夜勤務

交替制勤務・深夜勤務については、勤務シフトの変更の度合、勤務と次の勤務までの時間、交替制勤務における深夜時間帯の頻度等の観点から検討し、評価すること。

f 作業環境

作業環境については、脳・心臓疾患の発症との関連性が必ずしも強くないとされていることから、過重性の評価に当たっては付加的に考慮すること。

(a) 温度環境

温度環境については、寒冷の程度、防寒衣類の着用の状況、一連続作業時間中の採暖の状況、暑熱と寒冷との交互のばく露の状況、激しい温度差がある場所への出入りの頻度等の観点から検討

し、評価すること。

なお、温度環境のうち高温環境については、脳・心臓疾患の発症との関連性が明らかでないとされていることから、一般的に発症への影響は考え難いが、著しい高温環境下で業務に就労している状況が認められる場合には、過重性の評価に当たって配慮すること。

(b) 騒音

騒音については、おおむね 80 dBを超える騒音の程度、そのばく露時間・期間、防音保護具の着用の状況等の観点から検討し、評価すること。

(c) 時差

飛行による時差については、5時間を超える時差の程度、時差を伴う移動の頻度等の観点から検討し、評価すること。

g 精神的緊張を伴う業務

精神的緊張を伴う業務については、別紙の「精神的緊張を伴う業務」に掲げられている具体的な業務又は出来事に該当するものがある場合には、負荷の程度を評価する視点により検討し、評価すること。

また、精神的緊張と脳・心臓疾患の発症との関連性については、医学的に十分な解明がなされていないこと、精神的緊張は業務以外にも多く存在すること等から、精神的緊張の程度が特に著しいと認められるものについて評価すること。

(3) 長期間の過重業務について

ア 疲労の蓄積の考え方

恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等をその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがある。

このことから、発症との関連性において、業務の過重性を評価するに当たっては、発症前の一定期間の就労実態等を考察し、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断することとする。

イ 特に過重な業務

特に過重な業務の考え方とは、前記(2)のアの「特に過重な業務」の場合と同様である。

ウ 評価期間

発症前の長期間とは、発症前おおむね6か月間をいう。

なお、発症前おおむね6か月より前の業務については、疲労の蓄積に係る業務の過重性を評価するに当たり、付加的要因として考慮すること。

エ 過重負荷の有無の判断

(ア) 著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断すること。

(イ) 業務の過重性の具体的な評価に当たっては、疲労の蓄積の観点から、労働時間のほか前記(2)のウの(ア)のbからgまでに示した負荷要因について十分検討すること。

その際、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

① 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる評価できること

② 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

を踏まえて判断すること。

ここでいう時間外労働時間数は、1週間当たり40時間を超えて労働した時間数である。

また、休日のない連続勤務が長く続くほど業務と発症との関連性をより強めるものであり、逆に、休日が十分確保されている場合は、疲労は回復ないし回復傾向を示すものである。

第5 その他

1 脳卒中について

脳卒中は、脳血管発作により何らかの脳障害を起こしたものをおいい、従来、脳血管疾患の総称として用いられているが、現在では、一般的に前記第2の1に掲げた疾患に分類されている。

脳卒中として請求された事案については、前記第4の1の(1)の考え方に基づき、可能な限り疾患名を確認すること。
その結果、対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、本認定基準によって判断して差し支えない。

2 急性心不全について

急性心不全（急性心臓死、心臓麻痺等という場合もある。）は、疾患名ではないことから、前記第4の1の(1)の考え方に基づき、可能な限り疾患名を確認すること。

その結果、急性心不全の原因となった疾病が、対象疾病以外の疾病であることが確認された場合を除き、本認定基準によって判断して差し支えない。

3 不整脈について

平成8年1月22日付け基発第30号で対象疾病としていた「不整脈による突然死等」は、不整脈が一義的な原因となって心停止又は心不全症状等を発症したものであることから、「不整脈による突然死等」は、前記第2の2の(3)の「心停止（心臓性突然死を含む。）」に含めて取り扱うこと。

精神的緊張を伴う業務

日常的に精神的緊張を伴う業務	具体的業務	負荷の程度を評価する視点
	常に自分あるいは他人の生命、財産が脅かされる危険性を有する業務	危険性の度合、業務量(労働時間、労働密度)、就労期間、経験、適応能力、会社の支援、予想される被害の程度等
	危険回避責任がある業務	
	人命や人の一生を左右しかねない重大な判断や処置が求められる業務	
	極めて危険な物質を取り扱う業務	
	会社に多大な損失をもたらし得るような重大な責任のある業務	
	過大なノルマがある業務	ノルマの内容、困難性・強制性、ペナルティの有無等
	決められた時間(納期等)どおりに遂行しなければならないような困難な業務	阻害要因の大きさ、達成の困難性、ペナルティの有無、納期等の変更の可能性等
	顧客との大きなトラブルや複雑な労使紛争の処理等を担当する業務	顧客の位置付け、損害の程度、労使紛争の解決の困難性等
	周囲の理解や支援のない状況下での困難な業務	業務の困難度、社内での立場等
	複雑困難な新規事業、会社の建て直しを担当する業務	プロジェクト内での立場、実行の困難性等

発症に連絡した時期における精神的緊張を伴う業務に該当する出来事	出来事	負荷の程度を評価する視点
	労働災害で大きな怪我や病気をした。	被災の程度、後遺障害の有無、社会復帰の困難性等
	重大な事故や災害の発生に直接関与した。	事故の大きさ、加害の程度等
	悲惨な事故や災害の体験(目撃)をした。	事故や被害の程度、恐怖感、異常性の程度等
	重大な事故(事件)について責任を問われた。	事故(事件)の内容、責任の度合、社会的反響の程度、ペナルティの有無等
	仕事上の大きなミスをした。	失敗の程度・重大性、損害等の程度、ペナルティの有無等
	ノルマが達成できなかった。	ノルマの内容、達成の困難性、強制性、達成率の程度、ペナルティの有無等
	異動(転勤、配置転換、出向等)があつた。	業務内容・身分等の変化、異動理由、不利益の程度等
	上司、顧客等との大きなトラブルがあつた。	トラブル発生時の状況、程度等

2007.7

日 曜 日	勤務終始時間	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出発時刻	到着時刻	出発前休憩時間	到着後休憩時間	移動終始時間	移動終了時刻	休憩時間	休憩開始時刻	休憩終了時刻	所定労働時間	所定労働時間の割合	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	
	A	B								C	D	E	F	G	H	I		
1 日	12:15	22:07	J30	CTS						9:52	1:00	8:52	7:30	1:22				
2 月			BC708	10:00	11:35	10:00	11:35	0:30	0:15	9:30	11:50	2:20	2:20	0:00	2:20			
3 火	12:18	24:32	J0							12:14	1:00	11:14	10:30	0:44				
4 水	20:12	32:06	N1							11:54	1:00	10:54	10:30	0:24				
5 木			N2															
6 金																		
7 土	5:10	16:07	b0							10:57	1:00	9:57	9:30	0:27				
8 日	12:15	24:32	J0							12:17	1:00	11:17	10:30	0:47				
9 月	19:58	32:06	N1							12:08	1:00	11:98	10:30	0:38				
10 火			N2															
11 水			BC721	16:16	17:45	16:15	17:45	0:30	0:15	15:45	18:00	2:15	2:15	0:00	2:15			
12 木	7:03	15:53	D15	CTS						8:50	1:00	7:50	7:30	0:20				
13 金	7:03	15:51	D15	CTS						8:48	1:00	7:48	7:30	0:18				
14 土	12:12	22:00	J30	CTS						9:48	1:00	8:48	7:30	1:18				
15 日	12:26	22:00	J30	CTS						9:34	1:00	8:34	7:30	1:04				
16 月			BC710	11:25	13:00	11:25	13:00	0:30	0:15	10:55	13:15	2:20	2:20	0:00	2:20			
17 火																		
18 水										9:06	1:00	8:06	7:30	0:36				
19 木	5:09	14:15	B30															
20 金										2:00	2:00	0:00	2:00					
21 土	8:30	10:30								10:58	0:00	10:58	9:30	1:28	10:00			
22 日	5:12	16:10	b0							12:07	1:00	11:97	10:30	0:37				
23 月	12:25	24:32	J0							12:25	1:00	11:25	10:30	0:55				
24 火	19:57	32:22	N1															
25 水			N2															
26 木										1:054	1:00	9:54	9:30	0:24				
27 金	5:09	16:03	b0							10:55	1:00	9:55	9:30	0:25				
28 土	5:07	16:02	b0															
29 日																		
30 月																		
31 火			甲2の1(就業週報・月報)	甲1の1	甲5の4(手帳)					合計	18:142	15:00	16:42	14:00	20:42	甲2の1		

※A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(休憩時間), F(休憩時間), G(拘束時間), H(労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=G, G-H=I。

※所定労働時間は、甲2を参照した。

※就業週報・月報(甲2の1)に「早出10H」と記載がある場合は、休憩時間が全く與ねなかった場合で、休憩時間をゼロとした。

※移動開始時刻は、出発時刻-出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

※移動終了時刻は、到着時刻が勤務終了時刻より早いが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に拠った。

※出発時刻、到着時刻は手帳に掲げたが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表上0:30～0:37は0:30, 0:38～0:37は0:30, 0:39～0:37は0:30, 0:40～0:37は0:45, 0:45～0:52は0:45, 0:53～0:59は0:50とした。

日 曜 日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出発時間	到着時間	出発前 到着時刻 時間	到着後 時間	移動時間	移動距離 時間	拘束時間	休憩時間 休憩の記録	勤務時間					
														A	B	C	D		
1 水																			
2 木	5:11 18:33	b0			BC721	16:15	17:45	16:15 17:45	0:30	1:03	18:33	18:33	1:00	12:22	9:30	2:52			
3 金	7:04 15:48	D15	CTS												8:44	1:00	7:44	7:30	0:14
4 土	7:04 15:48	D15	CTS												8:44	1:00	7:44	7:30	0:14
5 日	12:20 22:00	J30	CTS												9:40	1:00	8:40	7:30	1:10
6 月	12:24 22:01	J30	CTS		BC708	10:00	11:35	10:00 11:35	0:30	0:15	9:30	11:50	2:20		9:37	1:00	8:37	7:30	1:07
7 火															12:37	1:00	11:37	10:30	1:07
8 水	19:56 32:33	N1																	
9 木			N2																
10 金															10:54	1:00	9:54	9:30	0:24
11 土	5:10 16:04	b0													12:15	1:00	11:15	10:30	0:45
12 日	12:16 24:31	j0													12:10	0:00	12:10	10:30	1:40
13 月	19:56 32:06	N1																	
14 火			N2																
15 水															12:19	1:00	11:19	10:30	0:49
16 木															12:12	0:00	12:12	10:30	1:42
17 金	12:12 24:31	j0																	
18 土	19:56 32:08	N1																	
19 日			N2																
20 月																			
21 火																			
22 水																			
23 木																			
24 金																			
25 土																			
26 日															12:39	1:00	11:39	10:30	1:09
27 月	12:18 24:57	j0													12:07	1:00	11:07	10:30	0:37
28 火	19:58 32:05	N1																	
29 水			N2																
30 木																			
31 金	5:14 16:04	b0			甲20の(就業登録・月報) 甲1の2	甲20の(手帳)	甲20の(所用録)	合計	16:40	12:00	14:40	13:20	0:00	16:40	14:40	12:00	10:30	0:30	

*A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動開始時刻), E(拘束時間), F(休憩時間), G(労働時間), H(所定労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=G, G-H=I。

*所定労働時間は、甲2を参照した。

*就業週報に「早出1.0H」と記載がある場合は、休憩時間が全くとれなかった場合であり、休憩時間をゼロとした。

*出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

*移動開始時刻は、出発時刻-出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

*移動終了時刻は、到着時刻+到着後時間。

*出発時刻、到着時刻は手帳に記したが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に拠った。

*時刻表の色差りは、便宣上0:00～0:07は0:00, 0:08～0:15は0:15, 0:15～0:22は0:15, 0:22～0:30は0:30, 0:30～0:37は0:30, 0:38～0:45は0:45。

*2月は、17:45に新千歳空港に到着してから18:33まで同空港にて勤務したものと認めた。

日	勤務開始時間	勤務終了時間	シフト	出張	便名	出発時間	到着時間	出発前休憩時間	到着後休憩時間	移動開始時間	移動終了時間	拘束時間	拘束時間	休憩時間	休憩時間	勤務時間		勤務時間		勤務時間					
																C	D	E	F	G	H	I			
1 土	12:15	24:33	J0													12:18	1:00	11:18	10:30	0:48					
2 日	19:57	32:35	N1													12:38	0:00	12:38	10:30	2:08	早出10H				
3 月			N2																						
4 火																									
5 水																									
6 木	12:16	21:00	J0													8:44	1:00	7:44	10:30						
7 金	19:57	32:08	N1													12:11	1:00	11:11	10:30	0:41					
8 土			N2																						
9 日																									
10 月																									
11 火																									
12 水																									
13 木	5:07	16:28	b0													1:13	16:28	16:28	11:21	1:00	10:21	9:30	0:51		
14 金	7:04	15:47	D15	CTS													8:43	1:00	7:43	7:30	0:13				
15 土	7:03	15:45	D15	CTS													8:42	1:00	7:42	7:30	0:12				
16 日	7:03	15:47	D15	CTS													8:44	1:00	7:44	7:30	0:14				
17 月	7:04	16:56	D15	CTS	BC718	14:50	16:25	14:50	16:25	0:00	0:31	16:58	16:56	9:52	1:00	6:52	7:30	1:22							
18 火																									
19 水																									
20 木	5:06	16:01	b0														10:55	1:00	9:55	8:30	0:25				
21 金	12:13	24:41	J0														12:28	1:00	11:28	10:30	0:58				
22 土	19:56	32:08	N1														12:12	0:00	12:12	10:30	1:42	早出10H			
23 日			N2																						
24 月																									
25 火	5:04	16:03	b0														10:59	1:00	9:59	9:30	0:29				
26 水	5:08	16:23	J0														16:23	11:15	1:00	10:15	9:30	0:45			
27 木	7:04	15:51	D16	CTS														8:47	1:00	7:47	7:30	0:17			
28 金	7:03	15:53	D15	CTS														8:50	1:00	7:50	7:30	0:20			
29 土	12:24	21:46	J16	CTS														9:22	1:00	8:22	7:30	0:52			
30 日																		10:15	2:05	2:05	0:00	2:05			
			甲2の3就業履歴(月報)	甲1の3	甲5の5(手帳)													合計	16:06	15:00	16:06	15:30	14:22	甲2の3	

※A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(拘束終了時刻), F(休憩時間), G(労働時間), H(所定労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=G, G-H=I。

※所定労働時間は、甲2を参照した。

※就業履歴(甲2の3)に「早出10H」と記載がある場合は、休憩時間が全くわかなかった場合であり、休憩時間をゼロとした。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

※移動開始時刻は、出発時刻-出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

※移動終了時刻は、到着時刻+到着後時間。

※出発時刻、到着時刻は手帳に記したが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に拠った。

※時間表の色塗りは、便直上0:07は0:00, 0:08~0:15は0:15, 0:15~0:22は0:15, 0:23~0:31は0:31, 0:30~0:37は0:30, 0:38~0:45は0:45, 0:45~0:52は0:45, 0:53~0:60は0:60とした。

※13日は、15:30に新千歳空港に到着してから16:56まで同空港にて勤務したものと認めた。

※17日は、16:25に羽田空港に到着してから16:23まで同空港にて勤務したものと認めた。

※26日は、15:50に新千歳空港に到着してから16:23まで同空港にて勤務したものと認めた。

日	曜日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出発時刻	到着時刻	所要時間	出発前	到着後	休憩時間	移動時間	移動開始時刻	移動終了時刻	休憩時間	本業時間	休憩時間	本業時間	休憩時間	本業時間	休憩時間	本業時間			
	A	B												C	D	E	F	G	H	I						
1月	火	12:18	24:34	J										12:16	1:00	11:16	10:30	0:46								
2	水	19:58	32:14	N1										12:18	0:00	12:18	10:30	1:48	早出10H							
3	木			N2																						
4	金																									
5	土	12:17	25:05	J0										12:48	1:00	11:48	10:30	1:18								
6	日																									
7	月																									
8	火																									
9	水	5:07	16:05	b0										10:58	1:00	9:58	9:30	0:28								
10	木	12:13	25:16	J0										13:03	1:00	12:03	10:30	1:33								
11	金	19:56	32:02	N1										12:06	1:00	11:06	10:30	0:36								
12	土			N2																						
13	日																									
14	月																									
15	火	12:17	24:31	J0										12:14	1:00	11:14	10:30	0:44								
16	水	19:56	32:12	N1										12:16	1:00	11:16	10:30	0:48								
17	木			N2																						
18	金																									
19	土	5:06	16:03	b0										10:57	1:00	9:57	9:30	0:27								
20	日	12:14	24:31	J0										12:17	1:00	11:17	10:30	0:47								
21	月	19:57	32:04	N1										12:07	1:00	11:07	10:30	0:37								
22	火			N2																						
23	水																									
24	木																									
25	金	12:17	24:31	J0										12:14	1:00	11:14	10:30	0:44								
26	土	19:58	32:01	N1										12:03	1:00	11:03	10:30	0:33								
27	日			N2																						
28	火																									
29	水	5:09	16:02	b0										10:53	1:00	9:53	9:30	0:23								
30	木	12:16	24:31	J0										12:15	1:00	11:15	10:30	0:45								
31	金			N2																						
		甲2の4(就業週報・月報)	甲1(24)	甲5の6(手帳)	甲6(手帳)																					
														合計	180:45	14:00	168:45	154:30	12:15	甲2D4						

※A(勤務開始時刻), D(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(拘束時間), F(休憩時間), G(労働時間), H(所定労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F-(D-C)=G, G-H=I。

※所定労働時間は、甲2を参照した。

※就業週報・月報(甲2の4)に「早出10H」と記載がある場合は、休憩時間が全く違った場合であり、休憩時間をゼロとした。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

※移動開始時刻は、出発時刻-1出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、休憩終了時刻を移動開始時刻とした。

※移動終了時刻は、到着時刻-1到着後時間。

※出発時刻、到着時刻は手帳に姻つたが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に姻つた。

※出発時刻は、甲2の4(就業週報・月報)は0:00～0:07は0:00, 0:08～0:15は0:15, 0:15～0:22は0:15, 0:23～0:30は0:30, 0:30～0:37は0:30, 0:38～0:45は0:45。

※時間差の色塗りは、甲2の4(就業週報・月報)は0:45, 0:53～0:60としめた。

(E)休憩時間 (F)待機時間 (G)労働時間 (H)所定労働時間 (I)複数時間 (J)複数時間 (K)複数時間 (L)複数時間 (M)複数時間 (N)複数時間 (O)複数時間 (P)複数時間 (Q)複数時間 (R)複数時間 (S)複数時間 (T)複数時間 (U)複数時間 (V)複数時間 (W)複数時間 (X)複数時間 (Y)複数時間 (Z)複数時間

然(勤務開始時刻),已(勤務終了時刻)を參照した。

休憩時間が全くとれなかつた場合は、休憩時間を利用して記録がかかるある場合には、日報(用2の5)に「星出」印を押す。このとき、記録欄に「休憩時間を利用」と記入する。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

*移動開始時刻[t_0]、出発時刻-出発前時間。

※移動終了時刻は、到着時刻十到後時間。

※時間差の色差りは、便宜上0:00～0:07は0:015～0:52は0:45～0:53～0:60は0:60とした。

日	曜日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	優名	出張時間	勤務時間	出発前	到着時間	時間	移動開始時刻	移動終了時刻	移動時間	拘束時間	休憩時間	休憩時間	休憩時間なしの記録	所定労働時間	残業時間	勤務時間																															
												C	D	E	F	G	H	I	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23										
1	土	19:59	32:02	N1											1:00	11:03	10:30	0:33																																		
2	日			N2																																																
3	月																																																			
4	火	5:07	16:02	b0																																																
5	水	12:16	24:31	j0																																																
6	木	20:00	32:14	N1																																																
7	金			N2																																																
8	土																																																			
9	日																																																			
10	月	12:29	24:31	j0																																																
11	火	20:00	32:03	N1																																																
12	水			N2																																																
13	木	8:30	9:00																																																	
14	金																																																			
15	土	12:17	24:32	j0																																																
16	日	19:59	32:03	N1																																																
17	月			N2																																																
18	火																																																			
19	水																																																			
20	木	12:30	24:32	j0																																																
21	金	19:59	32:02	N1																																																
22	土			N2																																																
23	日																																																			
24	月	5:08	16:01	b0																																																
25	火	12:21	24:32	j0																																																
26	水	19:59	32:20	N1																																																
27	木			N2																																																
28	金																																																			
29	土																																																			
30	日																																																			
31	月			甲20の6(就業週報・月報)	甲1の6	甲5の1(手帳)	甲6の6(手帳)	合計	155:51	10:00	14:51	134:30	11:21	甲20の6																																						

*A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(拘束開始時刻), F(拘束終了時刻), G(休憩時間), H(所定労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=G, G-H=I。

*所定労働時間には、甲2を参照した。

*就業週報・月報(甲2の6)に「早出10H」と記載がある場合は、休憩時間が全くなかった場合であり、休憩時間をゼロとした。

*出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

*移動開始時刻は、出発時刻+出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻を過ぎた場合は、時刻表に記した。

*移動終了時刻は、到着時刻+到着後時間。

*出発時刻、到着時刻は手帳に記したが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に記した。

*出発時刻、到着時刻は手帳に記したが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に記した。

*時間差の色塗りは、便宣上0:00～0:07は0:00, 0:08～0:15は0:15, 0:16～0:22は0:15, 0:23～0:30は0:30, 0:30～0:37は0:37, 0:37～0:45は0:45, 0:45～0:52は0:45, 0:53～0:60は0:50とした。

日 曜日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出発時刻	到着時刻	出発前休憩時間	到着後休憩時間	移動開始時刻	移動終了時刻	休憩時間	休憩時間無効時間	所定労働時間	実効時間	休憩時間無効時間なしの記録			
																C	D	E	F
1 火	A	B																	
2 水																			
3 木	5:30	16:00	b0																
4 金	12:17	24:32	j0																
5 土	20:00	32:03	N1																
6 日			N2																
7 月																			
8 火																			
9 水																			
10 木																			
11 金	5:06	17:00	b0																
12 土	6:16	15:14	C30	CTS															
13 日	6:15	15:05	C30	CTS															
14 月	12:21	21:51	J15	CTS															
15 火	12:29	21:47	J15	CTS															
16 水																			
17 木	16:30	23:30																	
18 金	14:00	16:00																	
19 土	12:16	24:32	j0																
20 日	20:00	32:01	N1																
21 月			N2																
22 火																			
23 水																			
24 木	12:16	24:31	j0																
25 金	19:57	32:03	N1																
26 土			N2																
27 日																			
28 月	5:04	16:06	b0																
29 火	12:15	25:01	j0																
30 水	20:12	32:02	N1																
31 木			N2																
	甲2の7(就業履歴・手帳)	甲1の7	乙5のp53～54(手帳)	甲10のp53	甲11のp53	甲12のp53	甲13のp53	甲14のp53	甲15のp53	甲16のp53	甲17のp53	甲18のp53	甲19のp53	甲20のp53	甲21のp53	甲22のp53	甲23のp53	甲24のp53	甲25のp53
	合計	178:49	15:00	163:49	142:30	21:19	甲2の7												

※A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(拘束終了時刻), F(拘束開始時刻), G(休憩時間), H(労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=(D-C)=G, G-H=I。
※所定労働時間は、甲2を参照した。

※就業週報(月報(甲2の7))に「早出10H」と記載がある場合は、休憩時間が全く與ねなかった場合。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

※移動開始時刻は、出発時刻+出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

※移動終了時刻は、到着時刻+到着後時間。

※出発時刻、到着時刻は手帳に挿つたが、手帳で時刻が不明の場合には、時刻表に換えた。

※出発時刻は、便宜上0:00～0:07は0:00, 0:08～0:15は0:15, 0:16～0:22は0:15, 0:23～0:30は0:30, 0:30～0:37は0:30, 0:38～0:45は0:45, 0:45～0:52は0:45, 0:53～0:60は0:50とした。

※11日は、15:50に新千歳空港に到着し、17:00まで同空港にて勤務したものと認めた。

日	曜日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出発時間	到着時間	出発前休憩時間	到着後休憩時間	移動開始時刻	移動終了時刻	休憩時間	拘束時間	所定労働時間	休憩時間なしの記録									
																	C	D	E	F	G	H	I		
1 金	A	B																							
2 土																									
3 日	12:02	24:32	J0															12:30	1:00	11:30	10:30	1:00			
4 月	20:14	32:03	N1															11:49	1:00	10:49	10:30	0:19			
5 火			N2																						
6 水																									
7 木																		12:08	1:00	11:08	10:30	0:38			
8 金	12:25	24:33	J0															12:15	1:00	11:15	10:30	0:45			
9 土	19:58	32:13	N1																						
10 日			N2																						
11 月																									
12 火	5:15	16:21	b0															14:20	15:50	0:00	0:46	16:21	11:06	1:00	0:06
13 水	6:10	15:06	C30	CTS														8:56	1:00	7:56	7:30	0:26			
14 木	6:17	15:36	C30	CTS														9:19	1:00	8:19	7:30	0:49			
15 金	12:21	22:02	J15	CTS														9:41	1:00	8:41	7:30	1:11			
16 土	12:25	22:46	J15	CTS														10:21	1:00	9:21	7:30	1:51			
17 日																		BC706	8:40	10:15	8:10	10:30	2:20	2:20	0:00
18 月	12:35	24:31	J0																						
19 火	19:48	32:31	N1																						
20 水			N2																						
21 木																									
22 金																									
23 土																									
24 日	7:41	16:31	E00															8:50	1:00	7:50	7:30	0:20			
25 月	11:37	20:35	J00															8:58	1:00	7:58	7:30	0:28			
26 火																									
27 水																									
28 木																									
29 金																									
	甲208就業履歴・月報	甲1のB	乙25のB(手帳)	乙25のB(手帳)																					
	合計	142:52	13:00	129:52	11:17:30	12:22	甲2のB																		

※A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(拘束時間), F(休憩時間), G(労働時間), H(所定労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=(D-C)=G, G-H=I。

※所定労働時間は、甲2を参照した。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

※出発時刻は、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

※移動終了時刻は、到着時刻+15分とした。

※出発時刻、到着時刻は手帳に挿つたが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に拠った。

※時間表の色差りは、便宜上0:00～0:07は0:15, 0:15～0:22は0:15, 0:23～0:30は0:30, 0:30～0:37は0:37, 0:38～0:45は0:45, 0:45～0:52は0:45, 0:53～0:60は0:60とした。

※13日は、15:50に新千歳空港に到着し、16:21まで同空港にて勤務したものと認めた。

日 曜 日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出差特例	到着時刻	出発時刻	到着時刻	休憩時間	勤務時間	移動時間	移動開始時刻	移動終了時刻	休憩時間	勤務時間	所定労働時間	残業時間	休憩時間 在勤の記入	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23				
1 土																								
2 日																								
3 月	5:30	14:00	B30																					
4 火	6:30	15:00	C30																					
5 水	5:30	14:00	B30																					
6 木	12:00	20:30	100																					
7 金																								
8 土	10:15	14:00	B30																					
9 日																								
10 月	20:30	32:00	N1																					
11 火			N2																					
12 水																								
13 木	5:30	16:00	b0																					
14 金	6:30	15:00	C30	CTS																				
15 土	6:30	15:00	C30	CTS																				
16 日	13:15	21:45	J15	CTS																				
17 月	13:15	21:45	J15	CTS																				
18 火																								
19 水																								
20 木																								
21 金																								
22 土																								
23 日																								
24 月	13:00	24:30	j0																					
25 火	20:30	33:00	N1																					
26 水			N2																					
27 木																								
28 金	12:00	20:30	100																					
29 土	12:00	20:30	100																					
30 日																								
31 月	甲2の9(勤務箇人室)	甲1の9	Z5のP62~53(手帳)	甲2の9(勤務箇人室)	合計	13:00	12:35	12:30	4:10	甲2の9														

※A(勤務開始時刻)、B(勤務終了時刻)、C(移動開始時刻)、D(移動終了時刻)、E(拘束時間)、F(休憩時間)、G(労働時間)、H(所定労働時間)、I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=(G-H)=G。

※勤務開始時刻は、甲2を参照した。

※勤務終了時刻は、到着時刻より早い場合、休憩時間をゼロとした。

※出発時刻、到着時刻は手帳に撮ったが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に焼つた。

※移動開始時刻は、出発時刻-出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

※出発時刻、到着時刻は手帳に撮ったが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に焼つた。

※出発時刻は、便番上0:00~0:07は0:00、0:08~0:15は0:15、0:16~0:22は0:15、0:23~0:30は0:30、0:31~0:37は0:30、0:38~0:45は0:45、0:46~0:52は0:45、0:53~0:59は0:53とした。

※13日は、到着時刻が勤務終了時刻より早いので、勤務終了時刻を移動開始時刻とした(労働時間の二重計算を避ける為)。

日	曜日	勤務開始時刻	勤務終了時刻	シフト	出張	便名	出発時刻	到着時刻	出発前 時間	到着後 時間	移動開始時刻	移動終了時刻	移動時間	休憩時間	休憩時間の記録	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	A	B	C30								C	D	E	F	G	H	I																						
1	火	6:30	15:00	C30							8:30	1:00	7:30	7:30	0:00																								
2	水	8:00	16:30	E00							8:30	1:00	7:30	7:30	0:00																								
3	木																																						
4	金																																						
5	土																																						
6	日	6:30	15:00	C30	BC717	14:20	15:50	14:20	15:50	0:00	0:15	15:00	16:05	9:35	1:00	8:35	7:30	1:05																					
7	月	6:30	16:00	C30	CTS																																		
8	火	6:30	16:00	C30	CTS																																		
9	水	13:15	21:45	J15	CTS																																		
10	木	13:15	21:45	J15	CTS																																		
11	金				BC706	8:40	10:15	8:40	10:15	0:30	0:15	8:10	10:30	2:20																									
12	土	8:00	16:30	E00																																			
13	日	8:00	16:30	E00																																			
14	月																																						
15	火																																						
16	水	11:00	19:30	H00																																			
17	木	11:00	19:30	H00																																			
18	金																																						
19	土																																						
20	日	20:30	32:00	N1																																			
21	月			N2																																			
22	火																																						
23	水	9:30	18:00	F30																																			
24	木	12:00	20:45	J00																																			
25	金	20:30	32:00	N1																																			
26	土			N2																																			
27	日																																						
28	月	6:30	15:00	C30	BC717	14:20	15:50	14:20	15:50	0:00	0:15	15:00	16:05	9:35	1:00	8:35	7:30	1:05																					
29	火	7:15	14:45	D15S	CTS	BC718	15:15	16:50	15:15	16:50	0:30	0:15	14:45	17:05	9:50	1:00	8:50	6:30	0:00																				
30	水	7:15	14:45	D15S	CTS	BC718	15:15	16:50	15:15	16:50	0:30	0:15	14:45	17:05	9:50	1:00	16:45	18:00	14:05	13:30	0:30	7:05	甲2070																
	甲2の10(勤務履歴表)	甲1の10	Z-5のp65~69(手帳)	甲1の10(勤務履歴表)																																			

*A(勤務開始時刻), B(勤務終了時刻), C(移動開始時刻), D(移動終了時刻), E(拘束時間), F(休憩時間), G(労働時間), H(所定労働時間), I(残業時間)。(B-A)+(D-C)=E, E-F=(D-C)=G, G-H=I。

*所定労働時間は、甲2を参照した。

*出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

*移動開始時刻は、出発時刻は手帳に記入したが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に記入した。

*出発時刻、到着時刻は手帳上に記入したが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に記入した。

*時間表の色塗りは、便宜上0:00～0:07は0:00, 0:08～0:15は0:15, 0:16～0:22は0:15, 0:23～0:30は0:30, 0:31～0:37は0:30, 0:38～0:45は0:45, 0:46～0:52は0:45, 0:53～0:60は0:60とした。

*6日は、手帳から使用した便が不明だが、シフトが同じなので、26日と同じと認めた。

*30日は、勤務終了後、出発までの時間を出発前時間と認めた。

'2008.5

日	曜日	勤務開始時間	勤務終了時間	シフト	出張	便名	出発時刻	到着時刻	出発時間	到着時間	出発前時間	到着後時間	勤務時間	移動時間	移動終了時刻	拘束時間	休憩時間	所定労働時間	超過時間	休憩時間の記録	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23			
1木																								
2金																								
3土																								
4日	水	6:30	15:00	C30		B717	14:20	16:05	14:20	15:50	0:00	0:15	15:00	16:20	9:50	1:00	8:50	7:30	1:20					
5月	火	7:15	14:45	D15S	CTS											7:30	1:00	6:30	6:30	0:00				
6火	火	7:15	14:45	D15S	CTS											7:30	1:00	6:30	6:30	0:00				
7水	水	13:30	23:00	J30L	CTS											9:30	1:00	8:30	8:30	0:00				
8木	木	13:30	23:00	J30L	CTS											9:30	1:00	8:30	8:30	0:00				
9金						B706	8:40	不明	8:40	10:15	0:30	0:15	8:10	10:30	2:20		2:20							
10土		20:30	32:00	N1												11:30	1:00	10:30	10:30	0:00				
11日				N2																				
12月																								
13火																								
14水	水	8:00	16:30	E00												8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
15木	木	6:30	15:00	C30												8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
16金	金	20:30	32:00	N1												11:30	1:00	10:30	10:30	0:00				
17土				N2																				
18日																8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
19月	月	8:30	15:00	C30												8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
20火	火	6:30	15:00	C30												11:30	0:00	11:30	10:30	1:00	梁60			
21水	水	20:30	32:00	N1																				
22木				N2																				
23金																8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
24土	土	12:00	20:30	100												11:30	1:00	10:30	10:30	0:00				
25日		20:30	32:00	N1																				
26月				N2																				
27火																								
28水	水	6:30	15:00	C30		BC717	14:20	16:00	14:20	15:50	0:00	0:15	15:00	16:15	9:45	1:00	8:45	7:30	1:15					
29木	木	7:30	16:00	D30	CTS											8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
30金	金	7:30	16:00	D30	CTS											8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
31土	土	7:30	16:00	D30	CTS											8:30	1:00	7:30	7:30	0:00				
				甲の11(勤務個人表)	甲の11	Z-5(D:69~73手帳)										合計	169:55	17:00	162:55	147:00	5:55	甲2011		

※A(勤務開始時刻)、B(勤務終了時刻)、C(移動開始時刻)、D(移動終了時刻)、E(拘束時間)、F(休憩時間)、G(労働時間)、H(所定労働時間)。(B-A)+(D-C)=E、E-F=G、G-H=I。

※所定労働時間は、甲2を参照した。

※勤務個人表(甲の11)に「梁60」と記載がある場合は、休憩時間が全くとれなかつた場合であり、休憩時間をゼロとした。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分とした。

※移動開始時刻は、出発時刻-出発前時間。但し、出発時刻が勤務終了時刻より早い場合、勤務終了時刻を移動開始時刻とした。

※出発時刻、到着時刻は手帳に挿ったが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に拠った。

※出発時刻の色塗りは、便宜上0:00～0:07は0:00、0:08～0:15は0:15、0:23～0:30は0:30、0:30～0:37は0:30、0:38～0:45は0:45、0:45～0:52は0:45、0:53～0:60は0:60とした。

2008.6

$(B-A)+(D-C) = E$, $E-F = G$, $G-H = I$ 。
C(荷重時間) E(休憩時間) G(空港時間) H(規定時間) I(残業時間)。

※※所定労働時間は、甲2を参照した。

※出発前時間は30分、到着後時間は、15分に相当。

※移動開始時刻(ま、出発時刻)-出発前時間。直

×××山移動終了時刻は、到着時刻より1時間遅いが、手帳で時刻が不明の場合は、時刻表に掲載した。

5月29日 ~ 6月27日

NO1

	労働時間				1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	時 間 外 労働時間数	1 日 の 休憩時間数	
	始業 ~ 終業		時	分					時	分
6/27 (金)			~			休み	0:00	①	30:00	0:00
6/26 (木)	12	0	~	20	30	8:30	7:30	30:00	0:00	1 0
6/25 (水)	12	0	~	20	30	8:30	7:30			1 0
6/24 (火)	12	0	~	20	30	8:30	7:30			1 0
6/23 (月)	12	0	~	20	30	8:30	7:30	30:00	0:00	1 0
6/22 (日)			~			休み	0:00			
6/21 (土)			~			休み	0:00			
6/20 (金)			~			休み	0:00			
6/19 (木)	12	0	~	20	30	8:30	7:30	30:00	0:00	1 0
6/18 (水)			~			休み	0:00			
6/17 (火)	6	30	~	15	0	8:30	7:30			1 0
6/16 (月)			~			休み	0:00			
6/15 (日)	7	30	~	16	0	8:30	7:30	30:00	0:00	1 0
6/14 (土)	7	30	~	16	0	8:30	7:30			1 0
6/13 (金)	7	30	~	16	0	8:30	7:30			1 0
6/12 (木)	7	30	~	16	0	8:30	7:30			1 0
6/11 (水)	5	30	~	14	0	8:30	7:30	30:00	0:00	1 0
6/10 (火)			~			休み	0:00			
6/9 (月)	14	0	~	22	30	8:30	7:30			1 0
6/8 (日)			~			休み	0:00			
6/7 (土)			~			休み	0:00	36:00	0:00	
6/6 (金)			~			休み	0:00			
6/5 (木)	0	0	~	8	0	8:00	7:00			1 0
6/4 (水)	20	30	~	24	0	3:30	3:30			
6/3 (火)	13	0	~	24	30	11:30	10:30	15:00	7:00	1 0
6/2 (月)			~			休み	0:00			
6/1 (日)	7	30	~	16	0	8:30	7:30			1 0
5/31 (土)	7	30	~	16	0	8:30	7:30			1 0
5/30 (金)	7	30	~	16	0	8:30	7:30	⑤	⑩=⑤-X(8)	1 0
5/29 (木)	7	30	~	16	0	8:30	7:30			1 0
合 計					総拘束時間数		①~⑤	⑥~⑩		
					159:00		141:00	7:00		

猪又としみ事件_労働時間集計表(修正版)

4月29日～5月28日

NO2

△	労働時間					1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	時 間 外 労働時間数	1 日 の 休憩時間数	
	始業		～ 終業		時 分					時 分	
										時	分
5/28 (水)	6	30	～	15	0	8:30	7:30	①	32:30	0:00	1 0
5/27 (火)			～			休み	0:00				
5/26 (月)	0	0	～	8	0	8:00	7:00				1 0
5/25 (日)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
5/24 (土)	12	0	～	20	30	8:30	7:30				1 0
5/23 (金)			～			休み	0:00				
5/22 (木)	0	0	～	8	0	8:00	7:00				1 0
5/21 (水)	20	30	～	24	0	3:30	3:30	②	36:30	0:00	
5/20 (火)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
5/19 (月)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
5/18 (日)			～			休み	0:00				
5/17 (土)	0	0	～	8	0	8:00	7:00				1 0
5/16 (金)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
5/15 (木)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
5/14 (水)	8	0	～	16	30	8:30	7:30	③	26:30	0:00	1 0
5/13 (火)			～			休み	0:00				
5/12 (月)			～			休み	0:00				
5/11 (日)	0	0	～	8	0	8:00	7:00				1 0
5/10 (土)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
5/9 (金)			～			休み	0:00				
5/8 (木)	13	30	～	23	0	9:30	8:30				1 0
5/7 (水)	13	30	～	23	0	9:30	8:30	④	29:00	0:00	1 0
5/6 (火)	7	15	～	14	45	7:30	6:30				1 0
5/5 (月)	7	15	～	14	45	7:30	6:30				1 0
5/4 (日)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
5/3 (土)			～			休み	0:00				
5/2 (金)			～			休み	0:00				
5/1 (木)			～			休み	0:00				
4/30 (水)	7	15	～	14	45	7:30	6:30	⑤	13:00	5:00	1 0
4/29 (火)	7	15	～	14	45	7:30	6:30				1 0
合 計						総拘束時間数 154:30		①～⑤	⑥～⑩		
								137:30	5:00		

猪又としみ事件_労働時間集計表(修正版)

3月30日～4月28日

NO3

	労働時間					1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	時 間 外 労働時間数	1 日 の 休憩時間数	
	始業		～	終業						時	分
						時	分				
4/28 (月)	6	30	～	15	0	8:30	7:30	①	33:15	0:00	1 0
4/27 (日)			～			休み	0:00				
4/26 (土)	0	0	～	8	0	8:00	7:00				1 0
4/25 (金)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
4/24 (木)	12	0	～	20	45	8:45	7:45				1 0
4/23 (水)	9	30	～	18	0	8:30	7:30				1 0
4/22 (火)			～			休み	0:00				
4/21 (月)	0	0	～	8	0	8:00	7:00	②	25:30	0:00	1 0
4/20 (日)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
4/19 (土)			～			休み	0:00				
4/18 (金)			～			休み	0:00				
4/17 (木)	11	0	～	19	30	8:30	7:30				1 0
4/16 (水)	11	0	～	19	30	8:30	7:30				1 0
4/15 (火)			～			休み	0:00				
4/14 (月)			～			休み	0:00	③	37:30	0:00	
4/13 (日)	8	0	～	16	30	8:30	7:30				1 0
4/12 (土)	8	0	～	16	30	8:30	7:30				1 0
4/11 (金)			～			休み	0:00				
4/10 (木)	13	15	～	21	45	8:30	7:30				1 0
4/9 (水)	13	15	～	21	45	8:30	7:30				1 0
4/8 (火)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
4/7 (月)	6	30	～	15	0	8:30	7:30	④	30:00	0:00	1 0
4/6 (日)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
4/5 (土)			～			休み	0:00				
4/4 (金)			～			休み	0:00				
4/3 (木)			～			休み	0:00				
4/2 (水)	8	0	～	16	30	8:30	7:30				1 0
4/1 (火)	6	30	～	15	0	8:30	7:30				1 0
3/31 (月)			～			休み	0:00	⑤	0:00	0:00	
3/30 (日)			～			休み	0:00				
合 計						総拘束時間数		①～⑤	⑥～⑩		
						142:15		126:15	0:00		

猪又としみ事件_労働時間集計表(修正版)

2月29日～3月29日

NO4

	労働時間					1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	外 労 働 時 間 数	1 日 の 休憩時間数	
	始業		～	終業						時	分
						時	分	時	分		
3/29 (土)	12	0	～	20	30	8:30	7:30	①	⑥=①-40	1	0
3/28 (金)	12	0	～	20	30	8:30	7:30			1	0
3/27 (木)			～			休み	0:00				
3/26 (水)	0	0	～	9	0	9:00	8:00			37:00	0:00
3/25 (火)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
3/24 (月)	13	0	～	24	30	11:30	10:30				1
3/23 (日)			～			休み	0:00				0
3/22 (土)			～			休み	0:00	②	⑦=②-40		
3/21 (金)			～			休み	0:00				
3/20 (木)			～			休み	0:00				
3/19 (水)			～			休み	0:00			15:00	0:00
3/18 (火)			～			休み	0:00				
3/17 (月)	13	15	～	21	45	8:30	7:30				1
3/16 (日)	13	15	～	21	45	8:30	7:30				0
3/15 (土)	6	30	～	15	0	8:30	7:30	③	⑧=③-40	1	0
3/14 (金)	6	30	～	15	0	8:30	7:30			1	0
3/13 (木)	5	30	～	16	0	10:30	9:30			1	0
3/12 (水)			～			休み	0:00			35:00	0:00
3/11 (火)	0	0	～	8	0	8:00	7:00				1
3/10 (月)	20	30	～	24	0	3:30	3:30				
3/9 (日)			～			休み	0:00				
3/8 (土)	10	15	～	14	0	3:45	3:45				
3/7 (金)			～			休み	0:00	④	⑨=④-40		
3/6 (木)	12	0	～	20	30	8:30	7:30				1
3/5 (水)	5	30	～	14	0	8:30	7:30			33:45	0:00
3/4 (火)	6	30	～	15	0	8:30	7:30			1	0
3/3 (月)	5	30	～	14	0	8:30	7:30			1	0
3/2 (日)			～			休み	0:00				
3/1 (土)			～			休み	0:00	⑤	⑩=⑤-X(16)		
2/29 (金)			～			休み	0:00			0:00	0:00
合 計					総拘束時間数	134:45		①～⑤	⑥～⑩		
								120:45	0:00		

猪又としみ事件_労働時間集計表(修正版)

1月30日～2月28日

NO5

	労働時間				1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	時 間 外 労働時間数	1 日 の 休憩時間数	
	始業 時 分	～	終業 時 分						時 分	
2/28 (木)		～			休み	0:00	①	15:48	0:00	
2/27 (水)		～			休み	0:00				
2/26 (火)		～			休み	0:00				
2/25 (月)	11	37	～	20	35	8:58	7:58			
2/24 (日)	7	41	～	16	31	8:50	7:50			
2/23 (土)		～			休み	0:00				
2/22 (金)		～			休み	0:00				
2/21 (木)		～			休み	0:00	②			
2/20 (水)	0	0	～	8	31	8:31	7:31	40:41	0:41	
2/19 (火)	19	48	～	24	0	4:12	4:12			
2/18 (月)	12	35	～	24	31	11:56	10:56			
2/17 (日)		～			休み	0:00				
2/16 (土)	12	25	～	22	46	10:21	9:21			
2/15 (金)	12	21	～	22	2	9:41	8:41			
2/14 (木)	6	17	～	15	36	9:19	8:19			
2/13 (水)	6	10	～	15	6	8:56	7:56			
2/12 (火)	5	15	～	16	21	11:06	10:06	48:44	8:44	
2/11 (月)		～			休み	0:00				
2/10 (日)	0	0	～	8	13	8:13	7:13			
2/9 (土)	19	58	～	24	0	4:02	4:02			
2/8 (金)	12	25	～	24	33	12:08	11:08			
2/7 (木)		～			休み	0:00	④	22:19	0:00	
2/6 (水)		～			休み	0:00				
2/5 (火)	0	0	～	8	3	8:03	7:03			
2/4 (月)	20	14	～	24	0	3:46	3:46			
2/3 (日)	12	2	～	24	32	12:30	11:30			
2/2 (土)		～			休み	0:00				
2/1 (金)		～			休み	0:00				
1/31 (木)	0	0	～	8	2	8:02	7:02			
1/30 (水)	20	12	～	24	0	3:48	3:48	⑤	10:50	2:50
合 計					総拘束時間数	152:22	①～⑤			
							⑥～⑩	12:15		

猪又としみ事件_労働時間集計表(修正版)

12月31日～1月29日

NO6

	労働時間					1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	時 間 外 労働時間数	1 日 の 休憩時間数	
	始業 時 分		～ 終業 時 分							時	分
1/29 (火)	12	15	～	25	1	12:46	11:46	①	⑥=①-40	1	0
1/28 (月)	5	4	～	16	6	11:02	10:02			1	0
1/27 (日)			～			休み	0:00				
1/26 (土)	0	0	～	8	3	8:03	7:03		43:09	3:09	1 0
1/25 (金)	19	57	～	24	0	4:03	3:03			1	0
1/24 (木)	12	16	～	24	31	12:15	11:15			1	0
1/23 (水)			～			休み	0:00				
1/22 (火)			～			休み	0:00	②	⑦=②-40		
1/21 (月)	0	0	～	8	1	8:01	7:01			1	0
1/20 (日)	20	0	～	24	0	4:00	4:00		31:17	0:00	1 0
1/19 (土)	12	16	～	24	32	12:16	11:16				
1/18 (金)	14	0	～	16	0	2:00	2:00				
1/17 (木)	16	30	～	23	30	7:00	7:00				
1/16 (水)			～			休み	0:00				
1/15 (火)	12	29	～	21	47	9:18	8:18	③	⑧=③-40	1	0
1/14 (月)	12	21	～	21	51	9:30	8:30			1	0
1/13 (日)	6	15	～	15	5	8:50	7:50		43:30	3:30	1 0
1/12 (土)	6	16	～	15	14	8:58	7:58			1	0
1/11 (金)	5	6	～	17	0	11:54	10:54			1	0
1/10 (木)			～			休み	0:00				
1/9 (水)			～			休み	0:00				
1/8 (火)			～			休み	0:00	④	⑨=④-40		
1/7 (月)			～			休み	0:00				
1/6 (日)	0	0	～	8	3	8:03	7:03		31:48	0:00	1 0
1/5 (土)	20	0	～	24	0	4:00	4:00				
1/4 (金)	12	17	～	24	32	12:15	11:15			1	0
1/3 (木)	5	30	～	16	0	10:30	9:30			1	0
1/2 (水)			～			休み	0:00				
1/1 (火)			～			休み	0:00	⑤	⑩=⑤-X(16)		
12/31 (月)			～			休み	0:00		0:00	0:00	
合 計						総拘束時間数 164:44		①～⑤	⑥～⑩		
									149:44	6:39	

猪又としみ事件_労働時間集計表(修正版)

	労働時間				1 日 の 拘束時間数	1 日 の 労働時間数	総 労 働 時 間 数	時 間 外 労働時間数	1 日 の 休憩時間数	
	始業 ~ 終業		時 分	時 分					時	分
12/30 (日)			~			休み	0:00	①	⑥=①-40	
12/29 (土)			~			休み	0:00			
12/28 (金)			~			休み	0:00			
12/27 (木)	0	0	~	8	20	8:20	7:20			
12/26 (水)	19	59	~	24	0	4:01	4:01	11:21	0:00	1 0

7か月前

6か月前

月日	労働時間集計表(裁判所)	曜日	始業	終業	シフト	拘束時間	休憩時間	労働時間	総労働時間	時間外労働時間数	夜勤及び前後時間	出張の到着時間	出張の到着時間	前倒し勤務	9時間超え	備考
平成20年1月29日	火	12:15	1:01	j0		12:46	1:00	11:46							3:46	
平成20年1月28日	月	5:04	16:06	b0		11:02	1:00	10:02							2:02	
平成20年1月27日	日				公休	0:00		0:00								
平成20年1月26日	土	0:00	8:03	N2		8:03	0:00	8:03	45:09	5:09	休みあり○					
平成20年1月25日	金	19:57	0:00	N1		4:03		4:03				19:26				
平成20年1月24日	木	12:16	0:31	j0		12:15	1:00	11:15							3:15	
平成20年1月23日	水				公休	0:00		0:00								
平成20年1月22日	火				公休	0:00		0:00								
平成20年1月21日	月	0:00	8:01	N2		8:01	1:00	7:01				○				
平成20年1月20日	日	20:00	0:00	N1		4:00		4:00				19:28				
平成20年1月19日	土	12:16	0:32	公休		12:16	1:00	11:16	31:17	-					3:16	
平成20年1月18日	金	14:00	16:00	公休		2:00		2:00								
平成20年1月17日	木	16:30	23:30	公休		7:00		7:00							14:30	
平成20年1月16日	水				公休	0:00		0:00								
平成20年1月15日	火	12:29	21:47	J15		9:18	1:00	8:18								
平成20年1月14日	月	12:21	21:51	J15		9:30	1:00	8:30				○			0:18	
平成20年1月13日	日	6:15	15:05	C30		8:50	1:00	7:50				○			0:30	
平成20年1月12日	土	6:16	15:14	C30		8:58	1:00	7:58	43:30	3:30		○				
平成20年1月11日	金	5:06	17:00	b0		11:54	1:00	10:54				15:00	16:20		13:56	2:54
平成20年1月10日	木				公休	0:00		0:00								
平成20年1月9日	水				公休	0:00		0:00								
平成20年1月8日	火				公休	0:00		0:00								
平成20年1月7日	月				公休	0:00		0:00								
平成20年1月6日	日	0:00	8:03	N2		8:03	1:00	7:03				○				
平成20年1月5日	土	20:00	0:00	N1		4:00		4:00	31:48	-		19:28				
平成20年1月4日	金	12:17	0:32	j0		12:15	1:00	11:15							3:15	
平成20年1月3日	木	5:30	16:00	b0		10:30	1:00	9:30							1:30	
平成20年1月2日	水				公休	0:00		0:00								
平成20年1月1日	火				公休	0:00		0:00								
平成19年12月31日	月				公休	0:00		0:00							1	
															4	
																9

5か月前

日 月	労働時間集計表(裁判所)				休憩 時間	拘束 時間	労働 時間	総労働 時間	夜勤 及び 前 後 の 時 間	出張の到 着 時 間	出張の出 発 時 間	出張の到 着 時 間	前倒し 勤務	9時間 超え	備考
	曜 日	始 業	終 業	シ フ ト											
平成20年2月28日 木	有休	0:00			0:00			0:00							
平成20年2月27日 水	公休	0:00			0:00			0:00							
平成20年2月26日 火	公休	0:00			0:00			0:00							
平成20年2月25日 月	11:37	20:35	100	8:58	1:00	7:58	15:48								
平成20年2月24日 日	7:41	16:31	E00	8:50	1:00	7:50									
平成20年2月23日 土	公休	0:00			0:00			0:00							
平成20年2月22日 金	公休	0:00			0:00			0:00							
平成20年2月21日 木	公休	0:00			0:00			0:00							
平成20年2月20日 水	0:00	8:31	N2	8:31	1:00	7:31				○	19:17				
平成20年2月19日 火	19:48	0:00	N1	4:12		4:12									
平成20年2月18日 月	12:35	0:31	j0	11:56	1:00	10:56	40:41	0:41							
平成20年2月17日 日				公休	0:00			0:00				8:40	10:15	26:20	
平成20年2月16日 土	12:25	22:46	J15	10:21	1:00	9:21						○			1:21
平成20年2月15日 金	12:21	22:02	J15	9:41	1:00	8:41						○			0:41
平成20年2月14日 木	6:17	15:36	C30	9:19	1:00	8:19						○			0:19
平成20年2月13日 水	6:10	15:06	G30	8:56	1:00	7:56						○			
平成20年2月12日 火	5:15	16:21	b0	11:06	1:00	10:06									
平成20年2月11日 月				公休	0:00			0:00				14:20	15:40	13:49	
平成20年2月10日 日	0:00	8:13	N2	8:13	1:00	7:13				○	19:25				
平成20年2月9日 土	19:58	0:00	N1	4:02		4:02									
平成20年2月8日 金	12:25	0:33	j0	12:08	1:00	11:08									3:08
平成20年2月7日 木				公休	0:00			0:00							
平成20年2月6日 水				公休	0:00			0:00				○	休みあり		
平成20年2月5日 火	0:00	8:03	N2	8:03	1:00	7:03									
平成20年2月4日 月	20:14	0:00	N1	3:46		3:46						○	19:42		
平成20年2月3日 日	12:02	0:32	j0	12:30	1:00	11:30									3:30
平成20年2月2日 土				公休	0:00			0:00							
平成20年2月1日 金				公休	0:00			0:00				○	休みあり		
平成20年1月31日 木	0:00	8:02	N2	8:02	1:00	7:02						○	19:11		
平成20年1月30日 水	20:12	0:00	N1	3:48		3:48									
												136:22	12:15		
													夜勤回数	4	
													出張回数		
													出張日数		
													9時間越え		
															7

※出張の到着時刻は遅い勤務終了時刻を採用。

1

4

月日	労働時間集計表(裁判所)	始業	終業	シフト	拘束時間	休憩時間	労働時間	総労働時間	労働時間	時間外労働時間数	夜勤及び前後の時間	出張の到着時間	出張の発時間	前倒し勤務	9時間超え	備考
平成20年3月29日	曜日 土	12:00	20:30	100	8:30	1:00	7:30									
平成20年3月28日	金	12:00	20:30	100	8:30	1:00	7:30									
平成20年3月27日	木				公休	0:00	0:00									
平成20年3月26日	水	0:00	9:00	N2		9:00		9:00	38:00	-					深60	
平成20年3月25日	火	20:30	0:00	N1		3:30		3:30								
平成20年3月24日	月	13:00	0:30	j0		11:30	1:00	10:30							2:30	
平成20年3月23日	日				公休	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月22日					公休	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月21日					慶弔	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月20日	木				慶弔	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月19日	水				有休	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月18日	火				公休	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月17日	月	13:15	21:45	J15		8:30	1:00	7:30								
平成20年3月16日	日	13:15	21:45	J15		8:30	1:00	7:30				○				
平成20年3月15日	土	6:30	15:00	C30		8:30	1:00	7:30				○				
平成20年3月14日	金	6:30	15:00	C30		8:30	1:00	7:30				○				
平成20年3月13日	木	5:30	16:00	b0		10:30	1:00	9:30								
平成20年3月12日	水				公休	0:00	0:00		0:00			○			1:30 時刻表	
平成20年3月11日	火	0:00	8:00	N2		8:00	1:00	7:00				○				
平成20年3月10日	月	20:30	0:00	N1		3:30		3:30				○				
平成20年3月9日	日				有休	0:00	0:00		0:00			○				
平成20年3月8日	土	10:15	14:00	B30		3:45		3:45								
平成20年3月7日	金				公休	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月6日	木	12:00	20:30	100	8:30	1:00	7:30									
平成20年3月5日	水	5:30	14:00	B30		8:30	1:00	7:30	33:45	-				14:30		
平成20年3月4日	火	6:30	15:00	C30		8:30	1:00	7:30								
平成20年3月3日	月	5:30	14:00	B30		8:30	1:00	7:30								
平成20年3月2日	日				公休	0:00	0:00		0:00							
平成20年3月1日	土				有休	0:00	0:00		0:00							
平成20年2月29日	金				有休	0:00	0:00		0:00							
															9時間越え	
															1	
															4	2

3か月前

月日	曜日	始業	終業	シフト	拘束時間	休憩時間	労働時間	総労働時間	時間外労働時間数	夜勤及び前後の時間	出張の発時間	出張の到着時間	出張の前後の時間	前倒し勤務	9時間超え	備考
平成20年4月28日	月	6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30				14:20	15:50		15:25		
平成20年4月27日	日			公休	0:00		0:00			休日あり						
平成20年4月26日	土			0:00	8:00	1:00	7:00			○						
平成20年4月25日	金			20:30	0:00	N1	3:30	3:30	33:15	-	23:45					
平成20年4月24日	木			12:00	20:45	100	8:45	1:00	7:45							
平成20年4月23日	水			9:30	18:00	F30	8:30	1:00	7:30							
平成20年4月22日	火			公休	0:00		0:00			休日あり						
平成20年4月21日	月			0:00	8:00	N2	8:00	1:00	7:00		○					
平成20年4月20日	日			20:30	0:00	N1	3:30	3:30	3:30	休日あり						
平成20年4月19日	土			公休	0:00		0:00									
平成20年4月18日	金			公休	0:00		0:00			25:30	-					
平成20年4月17日	木			11:00	19:30		8:30	1:00	7:30							
平成20年4月16日	水			11:00	19:30	H00	8:30	1:00	7:30							
平成20年4月15日	火			公休	0:00		0:00									
平成20年4月14日	月			公休	0:00		0:00									
平成20年4月13日	日			8:00	16:30	E00	8:30	1:00	7:30							
平成20年4月12日	土			8:00	16:30	E00	8:30	1:00	7:30		37:30	-		8:40	10:15	21:45
平成20年4月11日	金			13:15	21:45	J15	8:30	1:00	7:30					○		
平成20年4月10日	木			13:15	21:45	J15	8:30	1:00	7:30					○		
平成20年4月9日	水			6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30					○		
平成20年4月8日	火			6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30					○		
平成20年4月7日	月			6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30					○		
平成20年4月6日	日			6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30					○		
平成20年4月5日	土			公休	0:00		0:00				14:20	15:55	14:35			
平成20年4月4日	金			公休	0:00		0:00			30:00	-					
平成20年4月3日	木			公休	0:00		0:00									
平成20年4月2日	水			8:00	16:30	E00	8:30	1:00	7:30							
平成20年4月1日	火			6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30							
平成20年3月31日	月			公休	0:00		0:00			0:00	-					
平成20年3月30日	日			公休	0:00		0:00			126:15	0:00					
														夜勤回数	2	
														出張回数		1
														出張日数		4
														9時間越え		0

2か月前

月日	労働時間集計表(裁判所)	拘束時間	終業シフト	休憩時間	労働時間	総労働時間	時労勤時間	夜勤及び前後勤時間数	出張の到着時間	出張の到着時間	9時間超え	備考
平成20年5月28日 水曜日	6:30 15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	0:00	0:00	休日あり	14:20	16:00	15:30	
平成20年5月27日 木曜日	0:00 8:00 N2	8:00	1:00	7:00	0:00	0:00	0:00	○	24:00			
平成20年5月26日 金曜日	20:30 0:00 N1	3:30	-	3:30	33:30	-	-					
平成20年5月25日 土曜日	12:00 20:30 100	8:30	1:00	7:30	0:00	0:00	0:00	休日あり				
平成20年5月24日 日曜日	木曜日	0:00	8:00 N2	8:00	8:00	8:00	8:00	休日あり	○			深60
平成20年5月23日 火曜日	0:00 20:30 0:00 N1	3:30	-	3:30	0:00	0:00	0:00					
平成20年5月22日 水曜日	水曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	休日あり	○	29:30		
平成20年5月21日 木曜日	木曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00					
平成20年5月20日 金曜日	月曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	休日あり	○			
平成20年5月19日 土曜日	日曜日	0:00 8:00 N2	8:00	1:00	7:00	0:00	0:00	休日あり	○			
平成20年5月18日 日曜日	月曜日	20:30 0:00 N1	3:30	-	3:30	0:00	0:00					
平成20年5月17日 土曜日	木曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	休日あり	○	29:30		
平成20年5月16日 日曜日	火曜日	8:00 16:30 E00	8:30	1:00	7:30	0:00	0:00					
平成20年5月15日 水曜日	水曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	休日あり	○			
平成20年5月14日 木曜日	木曜日	8:00 16:30 E00	8:30	1:00	7:30	0:00	0:00					
平成20年5月13日 金曜日	火曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	休日あり	○			
平成20年5月12日 土曜日	月曜日	0:00 8:00 N2	8:00	1:00	7:00	0:00	0:00					
平成20年5月11日 日曜日	木曜日	20:30 0:00 N1	3:30	-	3:30	0:00	0:00	休日あり	○			
平成20年5月10日 土曜日	火曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	0:00	休日あり	○	34:20		
平成20年5月9日 金曜日	木曜日	13:30 23:00 J30L	9:30	1:00	8:30	0:00	0:00		8:40	10:10	休日あり	
平成20年5月8日 木曜日	水曜日	13:30 23:00 J30L	9:30	1:00	8:30	0:00	0:00		○			0:30
平成20年5月7日 水曜日	火曜日	7:15 14:45 D15S	7:30	1:00	6:30	0:00	0:00		○			0:30
平成20年5月6日 火曜日	月曜日	7:15 14:45 D15S	7:30	1:00	6:30	0:00	0:00		○			
平成20年5月5日 月曜日	木曜日	6:30	15:00 C30	8:30	1:00	7:30	29:00	-	14:20	16:05	15:10	
平成20年5月3日 土曜日	金曜日	木曜日	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年5月2日 金曜日	木曜日	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年5月1日 木曜日	火曜日	14:45 D15S	7:30	1:00	6:30	0:00	0:00		15:15	16:50	16:05	休日あり
平成20年4月30日 水曜日	水曜日	7:15 14:45 D15S	7:30	1:00	6:30	13:00	5:00		○			
平成20年4月29日 火曜日	木曜日								○			
												9時間越え
												2
												6

月日	曜日	労働時間集計表(裁判所)			拘束時間	休憩時間	労働時間	総労働時間	夜勤及び前後勤時間数	出張の到着時間	出張の発時間	前倒し勤務	9時間超え	備考
		始業	終業	ソフト										
平成20年6月27日	金	12:00	20:30	I00	0:00	8:30	1:00	7:30	0:00					
平成20年6月26日	木	12:00	20:30	I00	0:00	8:30	1:00	7:30	0:00					
平成20年6月25日	水	12:00	20:30	I00	0:00	8:30	1:00	7:30	30:00	-				
平成20年6月24日	火	12:00	20:30	I00	0:00	8:30	1:00	7:30	0:00					
平成20年6月23日	月	12:00	20:30	I00	0:00	8:30	1:00	7:30	0:00					
平成20年6月22日	日				有休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月21日	土				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月20日	金				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月19日	木	12:00	20:30	I00	0:00	8:30	1:00	7:30	0:00					
平成20年6月18日	水				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月17日	火	6:30	15:00	C30	8:30	1:00	7:30	30:00	-					
平成20年6月16日	月				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月15日	日	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年6月14日	土	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年6月13日	金	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年6月12日	木	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年6月11日	水	5:30	14:00	B30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年6月10日	火				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月9日	月	14:00	22:30		8:30	1:00	7:30	0:00	-					
平成20年6月8日	日				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月7日	土				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月6日	金				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月5日	木	0:00	8:00	N2	8:00	1:00	7:00	0:00						
平成20年6月4日	水	20:30	0:00	N1	3:30	0:00	3:30	36:00	-					
平成20年6月3日	火	13:00	0:30	j0	11:30	1:00	10:30	0:00						
平成20年6月2日	月				公休	0:00	0:00	0:00	0:00					
平成20年6月1日	日	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年5月31日	土	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
平成20年5月30日	金	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	15:00	7:00					
平成20年5月29日	木	7:30	16:00	D30	8:30	1:00	7:30	0:00						
										141:00	7:00			
												夜勤回数	1	
												出張回数	2	
												出張日数	8	
												9時間越え	1	

	総労働時間	時間外労働	平均夜勤回数	夜勤回数	出張日数	24時間以上休み	前倒し勤務	9時間超え	夜勤回数+9時間超え
1か月前	141:00	7:00	7:00	1	2	3		1	2
2か月前	138:30	5:00	6:00	4	2	6	10	1	2
3か月前	126:15	0:00	4:00	2	1	4	3	0	6
4か月前	121:45	0:00	3:00	2	1	4	4	1	2
5か月前	138:22	12:15	4:51	4	1	4	5	1	4
6か月前	151:44	8:39	5:29	3	1	4	3	1	11
合計	817:36	32:54	16	8	30		28	3	37
最大値	151:44	12:15	7:00						
最小値	121:45	0:00	3:00						
24時間を切る夜勤、出張と次回勤務 そのうち15時間を切る日									
	19:28	平成20年1月5日							
	13:56	平成20年1月11日	○						
	6:20	平成20年1月16日	○						
	19:28	平成20年1月20日							
	19:26	平成20年1月25日							
	19:11	平成20年1月30日							
	19:42	平成20年2月4日							
	19:25	平成20年2月9日							
	13:49	平成20年2月12日	○						
	19:17	平成20年2月19日							
	14:30	平成20年3月13日	○						
	20:00	平成20年3月25日							
	14:35	平成20年4月6日	○						
	21:45	平成20年4月11日							
	23:45	平成20年4月25日							
	15:25	平成20年4月28日							
	15:10	平成20年5月4日							
	15:30	平成20年5月26日							
	20:00	平成20年6月4日							
	16:50	平成20年6月11日							
	20	件数							
	28	24時間以上休み							
	48	合計							

※作業時間帯斜体文字は調査嘱託に対する回答

※カード発行者として猪又氏の氏名が記録されていたとしても、通常、確認主任者は措置の完了確認を行うと共に作業全体を統括・指揮する役割を担つてることから、必ずしも機体側において実作業を行っていたことは限りません(事務所内にて指揮を執ることもあります)＜調査嘱託回答＞

※調査嘱託では、夜勤担当者が実施した定例作業を求めたが、『夜間に差し掛かる勤務としては、13:00～00:30(遅番)/20:30～08:00(夜勤)』とあります。20:30～00:30に実施した作業が実施したものも含まれます。データベース上からは何れの勤務者が担当したかは分からぬ＜調査嘱託回答＞

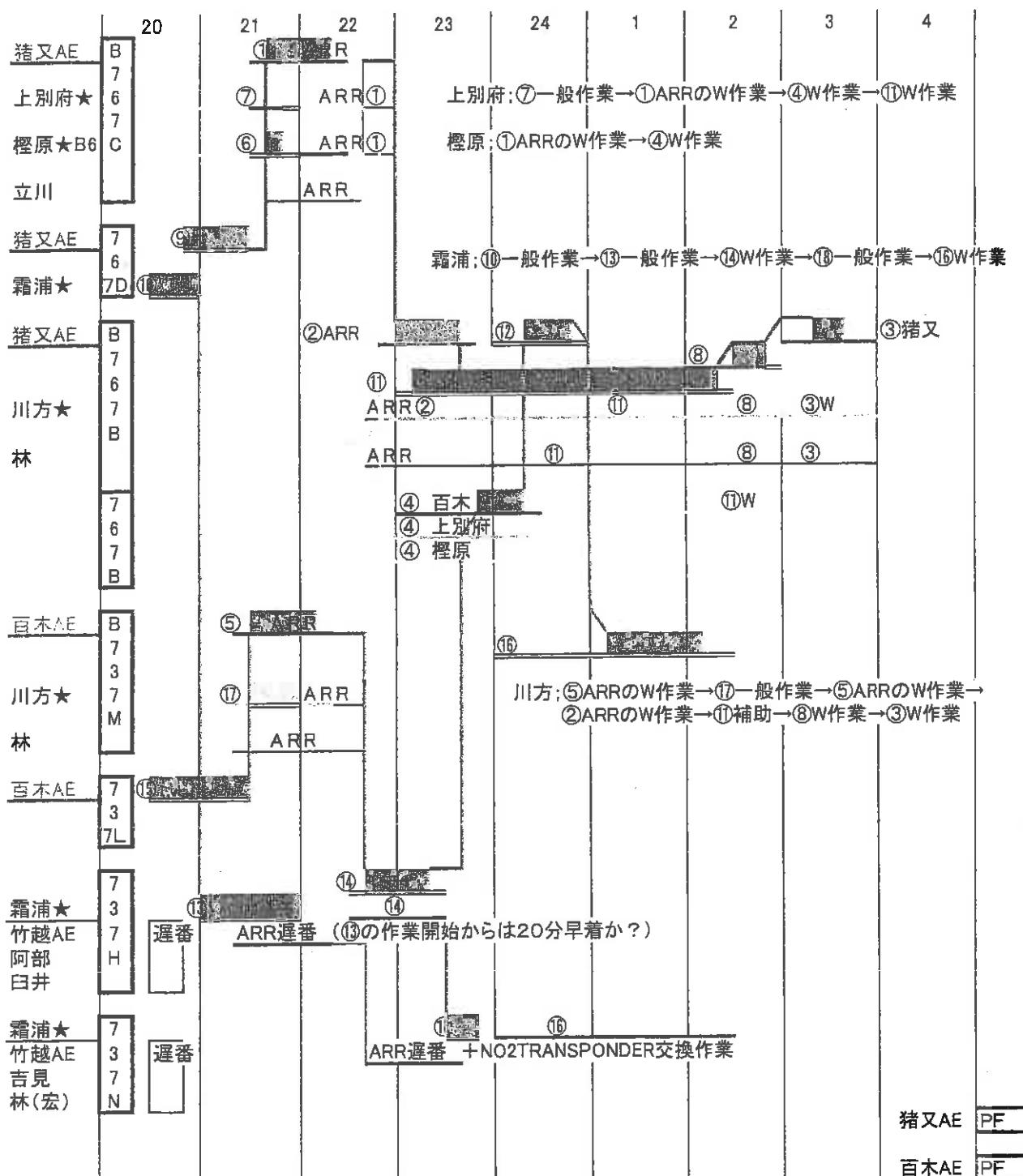
※才ペレーション・マニュアルの差し替え作業は、所要作業時間は最大20分間、便間に行った可能性もある為、開始・終了時間は作業可能時間帯を表記との嘱託回答あり。この資料の中では、可能時間帯の最後の20分間とした。

2007/10/22-23

作業者ど資格	入社年月日	項目	機番/整備作業	便名/到着時刻	作業時間	作業者
猪又 隆厚 AE(B6/B3)		①	767C/ARR	024便/21:35 1+00	21:35-22:35	猪又/上別府・樺原・立川
百木 与簡 AE(B6/B3)		②	767B/ARR	026便/22:45 1+00	22:45-23:45	猪又/川方・林
霜浦 康信 サイオフ(B6/B3)	2000/6/1	③	767B/非定例AE猪又	RH NOSE TIRE WORN ⇒ CHGED	03:00-04:00	
上別府洋平 サイオフ(B6/B3)	2004/4/1	④	767B/非定例AE百木	#1 BRK WEAR ⇒ CHGED	23:00-24:30	百木/上別府・樺原
川方 医也 サイオフ(B6/B3)	2005/5/1	⑤	737M/ARR百木	116便/21:15 1+00	21:15-22:15	百木/川方・林
樺原 智昭 サイオフ(B6のみ)	2007/9/1			整備日誌に記載すべき整備作業なし		
林 和政	2006/4/1	⑥	767C	INSP-CHECK(ENG IDG DPI & OIL)	21:30-22:00	
立川 壮大	2006/6/1			OPE CHECK(EICAS SYS)		有資格者
		⑦	767C/非定例	INSP-CHECK(APU OIL)(100H)		
		⑧	767B/非定例AE	DETACH CURTAIN BUTTON FWD GLY ⇒REPLACED-FWD GLY CURTAIN	21:30-22:00	カード発行者猪又
				FND L4 DOOR ATTENDANT SEAT ARMREST CANT LOOK ⇒ REPLACED-ARMREST ASSY	02:00-03:00	カード発行者猪又
		⑨	767D/AE	FMS NAV DATA BASE LOAD(28D)	20:45-21:30	有資格者
		⑩	767D	LUB-MLG BOGLIE BEAM PIVOT PIN(50L)	20:30-21:00	一般作業者
		⑪	767B/AE	BSE:ENG C/C & HPC HPT BLADES(400CYC)	23:00-02:30	有資格者
		⑫	767B/AE	FMS NAV DATA BASE LOAD(28D)	23:59-01:00	有資格者
		⑬	737H	COND C'K-PAX COPARTMENT INTERIOR(2M)	21:00-22:00	一般作業者
		⑭	737H/AE	FMS NAV DATA BASE LOAD(28D)	22:30-23:30	有資格者
		⑮	737L/AE	FMS NAV DATA BASE LOAD(28D)	20:30-21:30	有資格者
		⑯	737M/AE	RPLC-ELT FOR TAB CHECK	23:59-02:30	有資格者
		⑰	737M	FMC CDU FOR ENG FAULT(EEC BITE TEST)(150H)	21:30-22:00	一般作業者
		⑱	737N	FMC CDU FOR ENG FAULT(EEC BITE TEST)(150H)	23:30-23:45	一般作業者
			PF	1+30	05:00~	猪又/百木/
			PF	1+30	05:00~	百木/

※夜勤時作業の時系列表「原告準備書面(9)別紙より修正した作業時間帯;③23:45-24:45⇒03:00-04:00 ④23:00-24:00⇒23:00-24:30
 ※⑯は一般作業者となつてゐたが、ATAでは有資格者となつてゐるで変更した。

2007年10月22~23日



※この日、サインオフ資格者としての作業実施者: 霜浦・横原・上別府・川方(被告準備書面(6)添付別表より)

予測動線

猪又: ⑨AE作業 → ①ARRと⑥(ARRの流れの中で可能) → ②ARR → ⑪AE作業 → ⑧AE作業 → ③非定例AE作業

※②AE作業の終了と⑪AE作業の始まりが少しダブる

百木: ⑯AE作業 → ⑤ARR → ⑪AE作業 → ④AE作業 → ⑯AE作業 → ⑯AE作業

※④BRAKE交換は3人でもSKY社資料の1時間では無理がある

JOOL及びN1の回数								
平成20年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	平均
隆厚(甲1)	8	6	2	2	4	2	24	4
隆厚(甲2)	9	8	3	2	6	3	31	5.166667
行久博文	11	6	10	8	15	9	59	9.833333
百木与簡	6	7	9	12	13	9	56	9.333333
門田正男	9	8	4	5	7	4	37	6.166667
竹越淑記	5	2	9	8	6	6	36	6
合計	40	31	35	35	47	31	219	36.5
平均	8	6.2	7	7	9.4	6.2	43.8	7.3

※合計及び平均は隆厚については隆厚(甲2)の数値。

N2の回数								
平成20年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	平均
猪又隆厚	4	3	2	2	4	1	16	2.666667
行久博文	6	3	5	5	6	4	29	4.833333
百木与簡	4	3	6	6	6	4	29	4.833333
門田正男	3	3	1	4	3	2	16	2.666667
竹越淑記	3	1	3	4	3	3	17	2.833333
合計	20	13	17	21	22	14	107	17.83333
平均	4	2.6	3.4	4.2	4.4	2.8	21.4	3.566667

出張の回数								
平成20年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	平均
猪又隆厚	1	1	1	2	2	1	8	1.333333
行久博文	0	1	0	1	0	1	3	0.5
百木与簡	1	0	1	0	0	1	3	0.5
門田正男	0	1	1	1	1	0	4	0.666667
竹越淑記	1	1	0	0	1	0	3	0.5
合計	3	4	3	4	4	3	21	3.5
平均	0.6	0.8	0.6	0.8	0.8	0.6	4.2	0.7

※竹越淑記の5月の出張は6月8日までの米国シアトルへの機体領収(甲1の11、甲41・38頁、39頁)

これは正本である。

平成 28 年 1 月 21 日

東京地方裁判所民事第 36 部

裁判所書記官 庄瀬 裕規